
目次

序章 策定方針	
1. 景観計画策定の背景と目的	1
2. 景観計画の位置づけ	2
第1章 西原町の景観特性と課題	
1. 西原町の景観の変遷	3
2. 景観特性	8
3. 課題	43
第2章 景観計画区域	
1. 景観計画区域	47
第3章 良好な景観形成に関する方針	
1. 景観づくりの基本理念	49
2. 基本方針	51
3. エリア別方針	54
4. 景観形成重点地区	58
第4章 行為の制限に関する事項	
1. 行為の届出対象範囲と流れ	67
2. 景観形成基準	72
第5章 良好な景観形成に関するその他の方針	
1. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針	85
2. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲示する物件の設置に 関する行為の制限に関する事項	86
3. 景観重要公共施設の指定に関する事項	86
4. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項	89
5. 地域防災計画との整合に関する事項	89
第6章 景観づくりの推進に向けて	
1. 町民等による景観づくりの促進	91
2. 景観づくりの推進体制の整備	91
用語集	93
参考資料	99

序章 策定方針

1. 景観計画策定の背景と目的

本町は、シンボリックな運玉森を含むなだらかな稜線に囲まれ、その稜線から伸びる斜面緑地が西原平野に入り込み、その先に雄大な太平洋を望む風光明媚な地勢に恵まれています。「西原」の本来の意味は、首里城の北（にし）にある地域という意味であり、琉球王朝時代には、北は津堅島（現うるま市）から西は泊（現那覇市）に及ぶ大きな行政権を構成する首里王府の直轄地となっていました。太平洋戦争においては、海からの艦砲射撃、激しい地上戦が繰り返され、約半数近くの住民が犠牲となり、豊かな農村風景は焦土と化しました。そこから、戦後は製糖工場の立地もあり、サトウキビ畑が広がる景観が形成され、丘陵部には琉球大学や沖縄キリスト教短期大学（現沖縄キリスト教学院大学）の移転に伴い、「文教のまち」としての景観が形成されるようになりました。また、平野部では国道を中心に市街化が進み、沿岸北東部には石油コンビナートや工業地域が広がり、南東部にはビーチやリゾート用地も開発されています。一方で、斜面緑地の麓をはじめ、昔ながらの形態を残す集落も点在しています。

平成 24 年 3 月に役場等複合施設が完成し、小波津川河川改修工事、シンボルロード整備事業を控えた新市街地は、西原町都市計画マスタープラン（平成 24 年 3 月）において中心核として、また西原西地区土地区画整理事業、沖縄都市モノレールてだこ浦西駅周辺に関わる事業などを控えた地区はサブ核として位置付けられています。現在、それぞれの地区の整備が進み、町全体の景観が大きく変わる時期を迎えつつあります。

こうしたなか、我が国では、平成 15 年 7 月に国土交通省により「美しい国づくり政策大綱」が示され、平成 16 年 6 月に「景観法」が制定されたことにより、国をあげて景観形成に取り組む方向性や制度的な枠組みが整えられてきており、県内においても沖縄県や各市町村において積極的な景観づくりの取り組みが進められてきています。

このような背景から、本町は平成 26 年 6 月 9 日に景観行政団体へ移行し、本町の特性を活かした景観を保全・創出し、のちの世代に誇ることができる美しい景観づくりに取り組むことになりました。そのため、景観法に基づく「西原町景観計画」を策定し景観施策を推進していきます。景観計画では、町民、事業者、行政等それぞれの主体が景観づくりを進める上で共有できる目標や方向性を示すとともに、地域の景観と調和した適正な整備・開発を誘導するルールを示し、町民、事業者、行政等がそれぞれの役割のもと、協働により計画的、実効的な景観づくりを進めていきます。

2. 景観計画の位置づけ

本計画は、景観法第8条第1項に基づく景観計画として策定します。また、沖縄県が策定した「“美ら島沖縄”風景づくり計画（沖縄県景観形成基本計画）」、「沖縄県景観形成ガイドライン」との整合・調整を図ります。さらに、本計画は、本町の上位計画である「西原町まちづくり基本条例」に即するとともに、町や県の関連分野の計画や法制度等と連携・調整を図ります。

景観計画では、良好な景観の形成のために必要な事項を定めます。具体的には、以下の4つの必須事項に加え、必要に応じて5つの項目を選択して整理します。必須事項としての「③良好な景観形成のための行為の制限に関する事項」では、『届出の対象』や『景観形成基準』を具体的に定められ、これらに沿った手続きが法的に義務づけられることになります。

なお、本計画は、景観づくりに関する長期的な展望を持った計画であるため、計画期間は設定していません。しかし、社会動向の変化等により目指すべき目標に変更が生じた場合は必要に応じて見直しを行います。

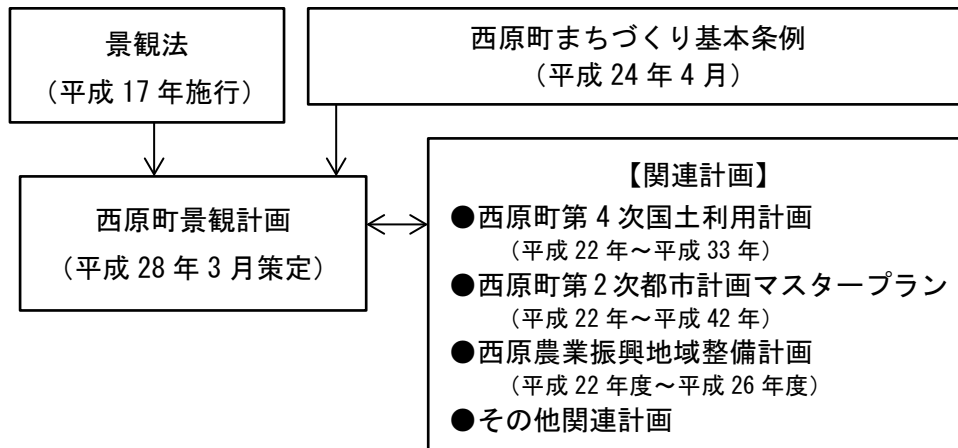


図 序-1 西原町景観計画の位置づけ

【景観計画に定める事項】

必須事項

- ① 景観計画区域
- ② 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針
- ③ 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
- ④ 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針

(当該景観計画区域内にこれらの指定の対象となる建造物又は樹木がある場合に限る。)

選択事項

- ① 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項
- ② 景観重要公共施設の整備に関する事項
- ③ 景観重要公共施設の占用等の基準
- ④ 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項
- ⑤ 自然公園法の許可の基準

第1章 西原町の景観特性と課題

1. 西原町の景観の変遷

(1) 古写真等からみる西原町風景の把握

過去に撮影された古写真（写真は、西原町教育部生涯学習課『資料にみる西原 ビジュアル版』より引用）等から、昔の本町の景観について把握します。

1) 国道 329 号沿線の風景

①我謝馬場（明治 42 年から 43 年ごろの撮影）

馬場は幅員約 14m、全長約 330m 余、戦前は見事なクワディーサー（ももたまな）並木で有名でした。ここで ^{はるやましようが}原山勝負・大綱曳き・競馬・小学校の運動会などが行われ、村の公共広場として使用されていましたが、戦時中に壕の床敷や杭木として使用するため、旧日本軍により並木が切り倒されました。

【当時（古写真）】



（東京大学総合研究博物館所蔵）

【現在】

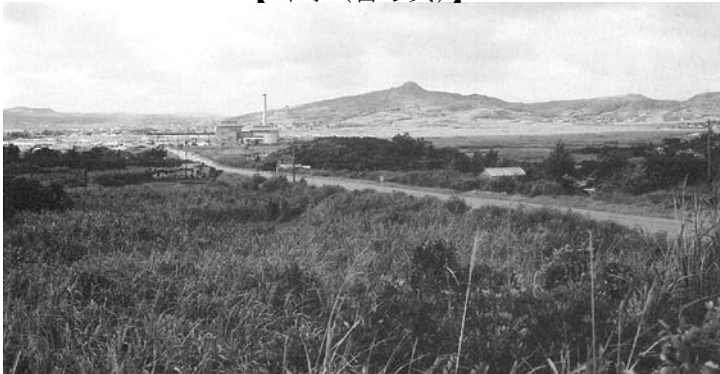


（平成 26 年 9 月 26 日撮影）

②字掛保久から運玉森を望む（昭和 38 年）

道路沿線には建物は見られず、畑が広がっていました。

【当時（古写真）】



（『資料にみる西原ビジュアル版』（西原町） 111 ページより）

【現在】



（平成 26 年 9 月 26 日撮影）

③字内間から嘉手苅方面を望む（昭和 48 年）

運玉森及び中部製糖工場の煙突が 2 本あり、道路沿いには電柱がありました。

【当時（古写真）】



（『資料にみる西原ビジュアル版』（西原町） 111 ページより）

【現在】

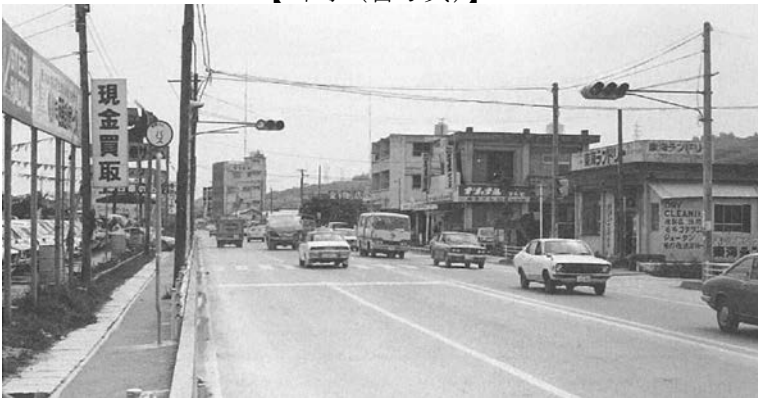


（平成 26 年 9 月 26 日撮影）

④国道 329 号（字我謝付近）（昭和 53 年）

片側二車線の道路が整備されており、沿線に建築物や屋外広告物が設置されていました。

【当時（古写真）】



（『資料にみる西原ビジュアル版』（西原町） 115 ページより）

【現在】



（平成 26 年 9 月 26 日撮影）

2) 海岸の風景

①小那覇の海岸（伊保之浜）（昭和 34 年）

現在の南西石油の一角であり、かつては広大な干潟が広がっていました。

【当時（古写真）】



（屋良朝昌氏所有）

【現在】



（平成 26 年 9 月 26 日撮影）

3) 眺望景観

①撮影場所不明（昭和 48 年）

農地風景の中に工場が点在していました。写真では中部製糖の第一工場（左）と第二工場（右）があり、右奥には知念半島が見えます。

【当時（古写真）】



（『資料にみる西原ビジュアル版』（西原町） 204 ページより）

【現在】

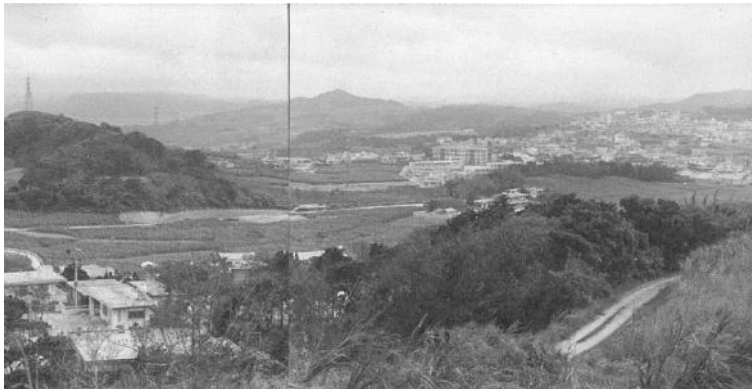


（平成 26 年 9 月 26 日撮影）

②棚原アシビナーから運玉森を望む（昭和 54 年）

写真では右奥に市街地が形成されていることがわかります。

【当時（古写真）】



（『資料にみる西原ビジュアル版』（西原町） 115 ページより）

【現在】



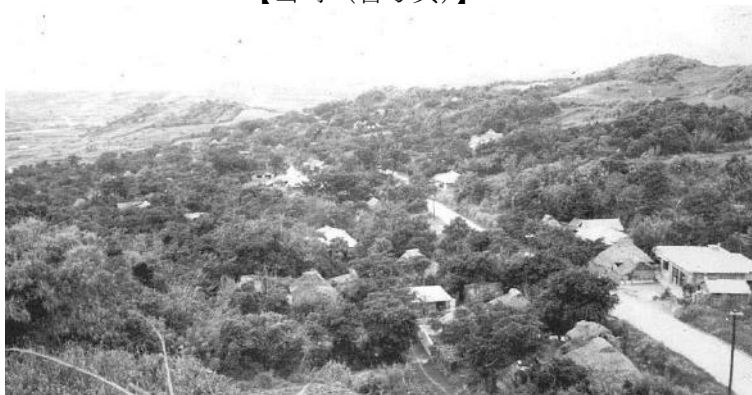
（平成 26 年 9 月 26 日撮影）

4) 集落・住宅地景観

①棚原集落（昭和 33 年）

緑豊かな集落景観が形成されていました。

【当時（古写真）】



（『資料にみる西原ビジュアル版』（西原町） 110 ページより）

【現在】



（平成 26 年 9 月 26 日撮影）

②小波津団地（昭和 50 年）

1973 年から沖縄県住宅供給公社によって分譲住宅が建設されました。

【当時（古写真）】



『資料にみる西原ビジュアル版』（西原町） 113 ページより

【現在】



（平成 26 年 9 月 26 日撮影）

③勤住協翁長団地（昭和 54 年）

入居は第一期の 1974 年から第三期の 1976 年にわたって行われ、平屋戸建のコンクリート住宅が主でした。

【当時（古写真）】



『資料にみる西原ビジュアル版』（西原町） 113 ページより

【現在】



（平成 26 年 9 月 26 日撮影）

2. 景観特性

(1) 景観の構造

1) 地形からの景観構造の把握

①西原町の地形及び水系

本町の地形は、ほとんどが丘陵地と低地に占められています。町の西側は小起伏丘陵と丘陵を刻む浅谷（盆状谷）であり、そこに平坦な盆地と緩やかな斜面地が続きます。町の東側は低地であり、国道 329 号以東には海岸低地が広がり、海岸部はすべて人工埋立地となっています。

また、水系流域界から地形的な地域区分をみると、小波津川と兼久川の流域、小那覇川の流域、徳佐田川と幸地川の浦添市側への流域、宇地泊川の宜野湾市への流域と大きく 4 つの地域に分けられます。

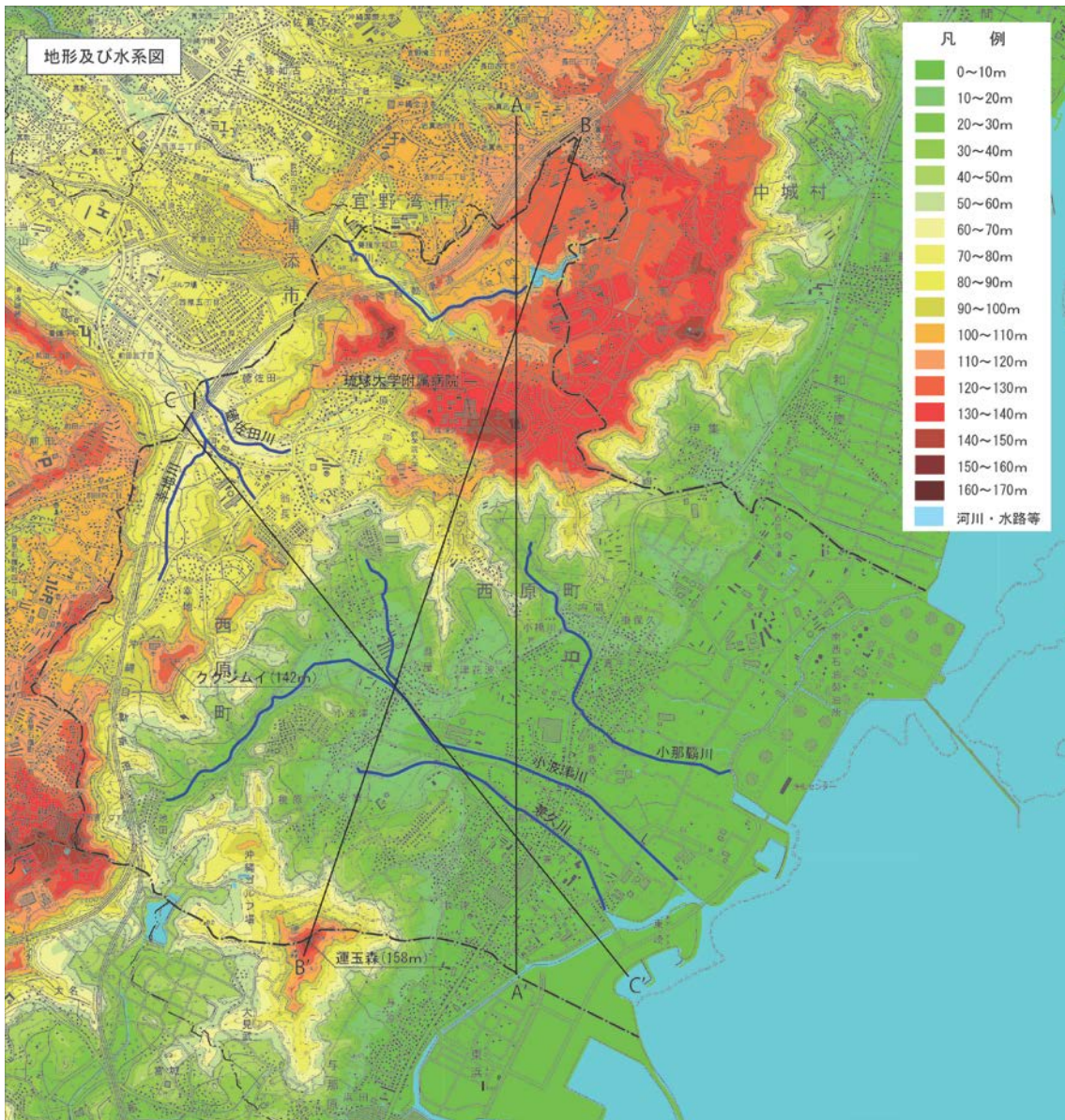
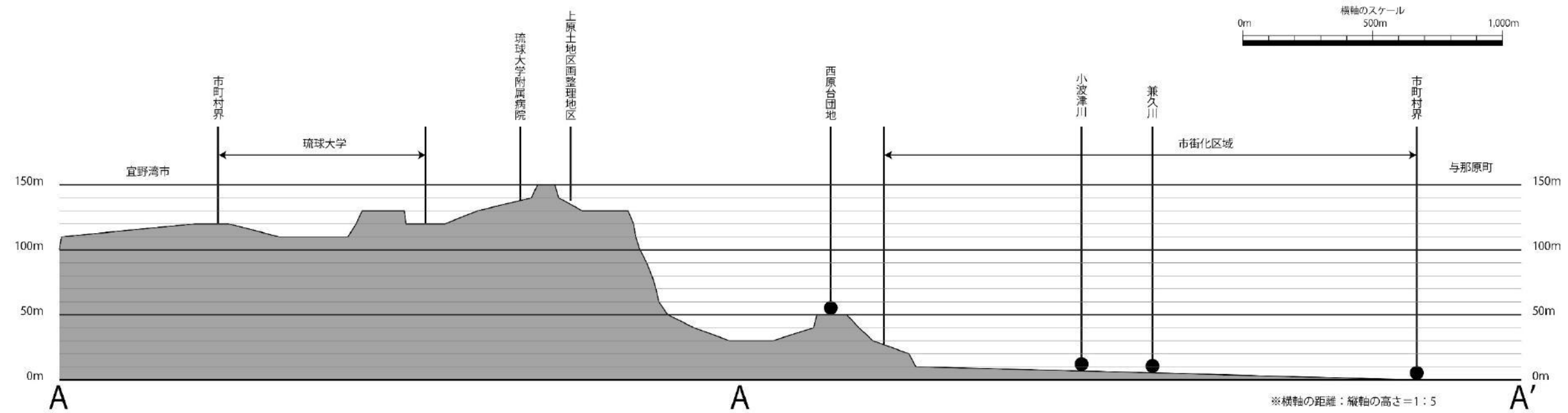


図 1-1 西原町の地形図

②地形断面図による景観構造把握

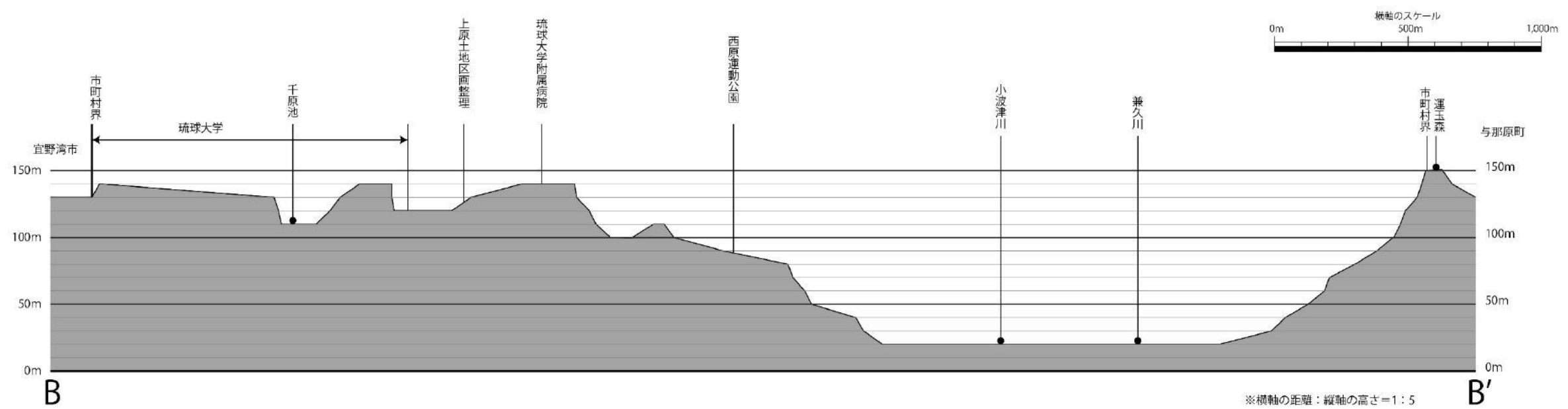
(ア) 【断面図 A-A'】

琉球大学から東崎の方向への本町のほぼ中央を縦断する南北断面です。琉球大学から字上原の土地区画整理事業地区までは、標高 100m を超える丘陵地であり、そこから標高 50m 以下まで一気に傾斜しています。この次に小規模な丘陵地（西原台団地付近）があり、低地へと続きます。



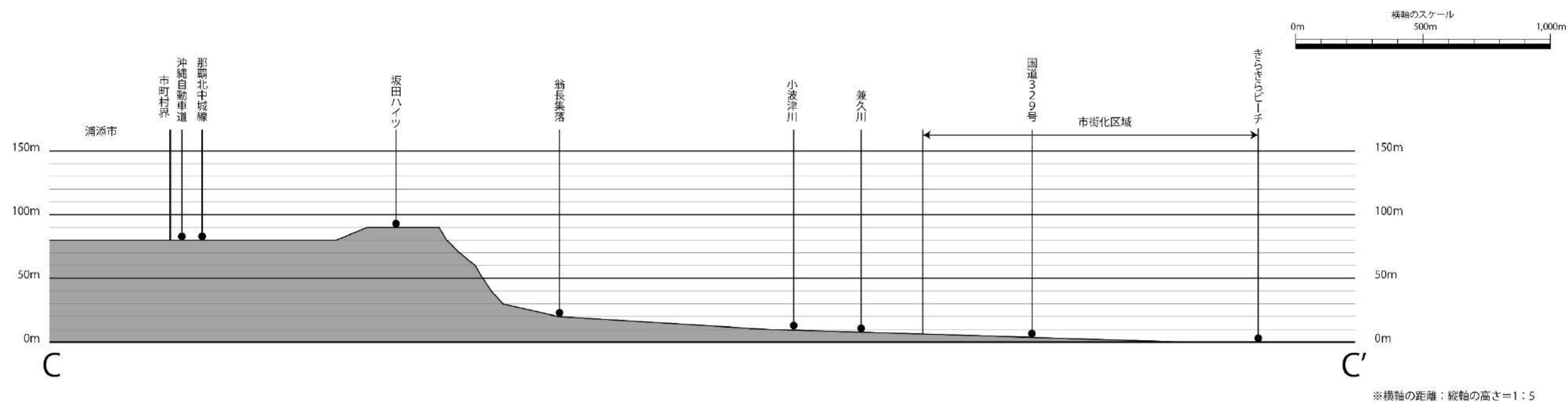
(イ) 【断面図 B-B'】

琉球大学から運玉森への南南西方向の断面です。琉球大学から小規模な起伏を繰り返しながらも緩やかな丘陵地が西原運動公園付近まで続きます。西原運動公園からは、急傾斜となり、小波津川と兼久川の流れる谷底低地が広がっています。そこから運玉森まで急傾斜の丘陵地となっています。



(ウ) 【断面図 C-C'】

西原入口交差点付近から東崎のきらきらビーチまでの北西—南東方向の断面です。沖縄自動車道や那覇北中城線（同 29 号線）の走る本町西側は、標高 80～90m 程度で平坦な地形が広がり、坂田 Heights からさらに 10m 程度標高が高くなります。次に坂田 Heights から翁長集落まで傾斜し、小波津川と兼久川の流れる盆地へと続き、国道 329 号以降は海岸低地となっています。この断面が本町の特徴である 2 段階のパンタ地形を表しています。



(2) 景観資源と阻害要素

1) 主要な眺望点の位置及び眺望現況

本町には高地から低地を見渡す眺望や低地から稜線や丘陵地を見上げる眺望等、様々な眺望景観があり、下図に主要な眺望点を示します。



箇所名		箇所名	
①	運天森からの眺望	②	ククジムイからの眺望
③	西原南小学校西側からの眺望	④	安室集落南側斜面地からの眺望
⑤	サンエー西原シティ屋上よりの眺望	⑥	県道宜野湾西原線からの眺望
⑦	幸地グスクからの眺望	⑧	上原高台公園からの眺望
⑨	上原高台公園南側空地からの眺望	⑩	棚原集落からの眺望
⑪	MTP（東崎）からの眺望		

図 1-2 西原町の主な眺望調査地点図

①-1 運玉森からの眺望（北西方向への眺望）



②-1 ククジムイからの眺望（東方向への眺望）



⑦ 幸地グスクからの眺望（北東方向への眺望）



⑨ 上原高台公園南側空地からの眺望（南方向への眺望）



2) 骨格景観要素の把握

① 斜面緑地の状況

宅地や農地が大半を占める本町において、町域の中央から西側を南北へ広がる斜面緑地は貴重な自然景観であり、本町の重要な景観要素となっています。

しかしながら、近年、各種施設の開発や宅地開発及び墓地の開発等により斜面緑地は減少してきています。

以下に、主な斜面緑地の分布状況を示します。

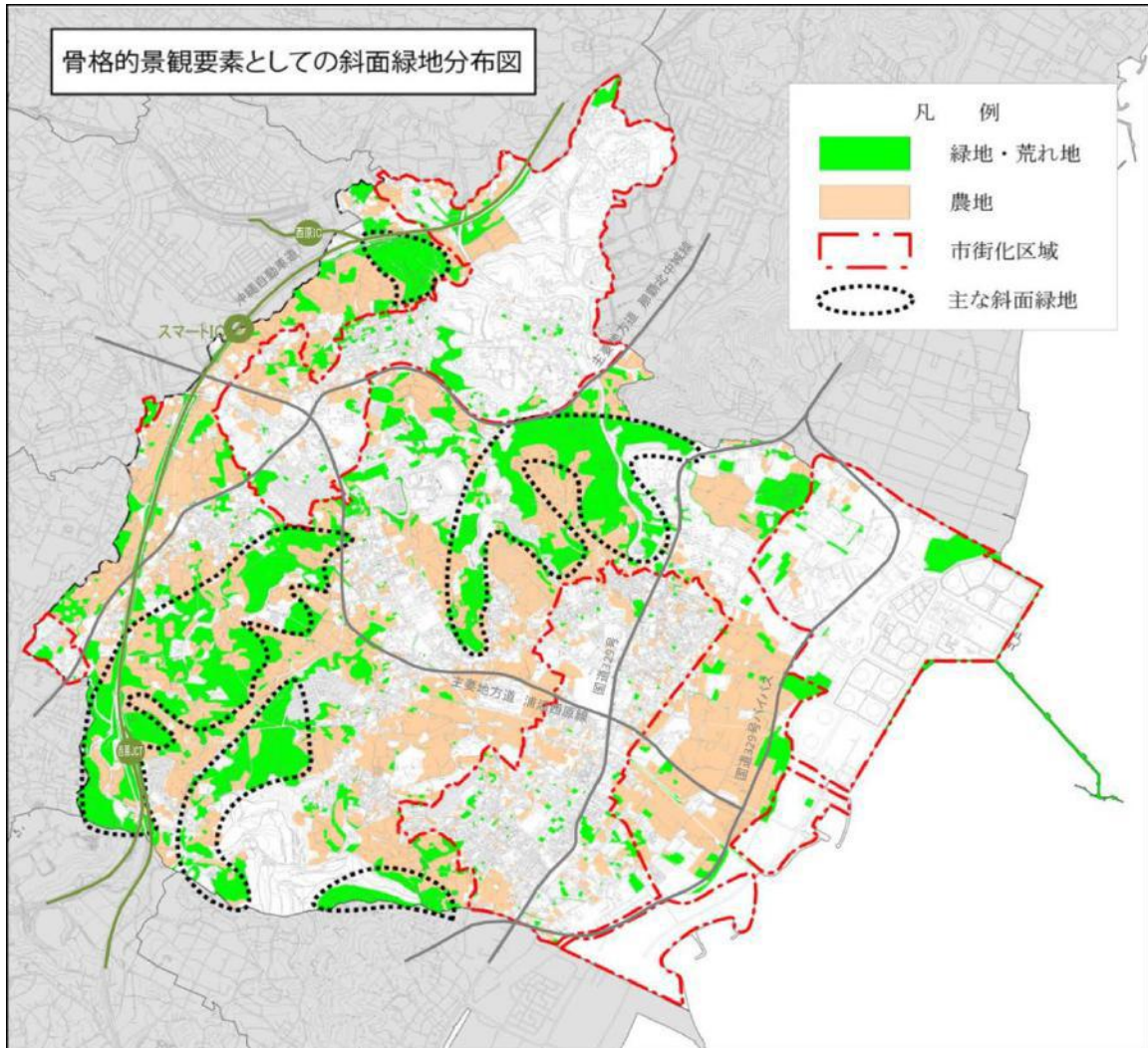


図 1-3 斜面緑地の分布図

② 主要道路の状況

本町の主要道路は、東側を走る国道 329 号及び国道 329 号与那原バイパス、西側を南北に走る県道那覇北中城線（同 29 号線）、南側を東西に走る県道浦添西原線（同 38 号線）及び北側を東西に走る県道西原宜野湾線があります。また、今後、本町の骨格的な道路景観を形成する道路となる県道浦添西原線、県道那覇北中城線が整備されます。

次頁に主要道路の位置を示します。

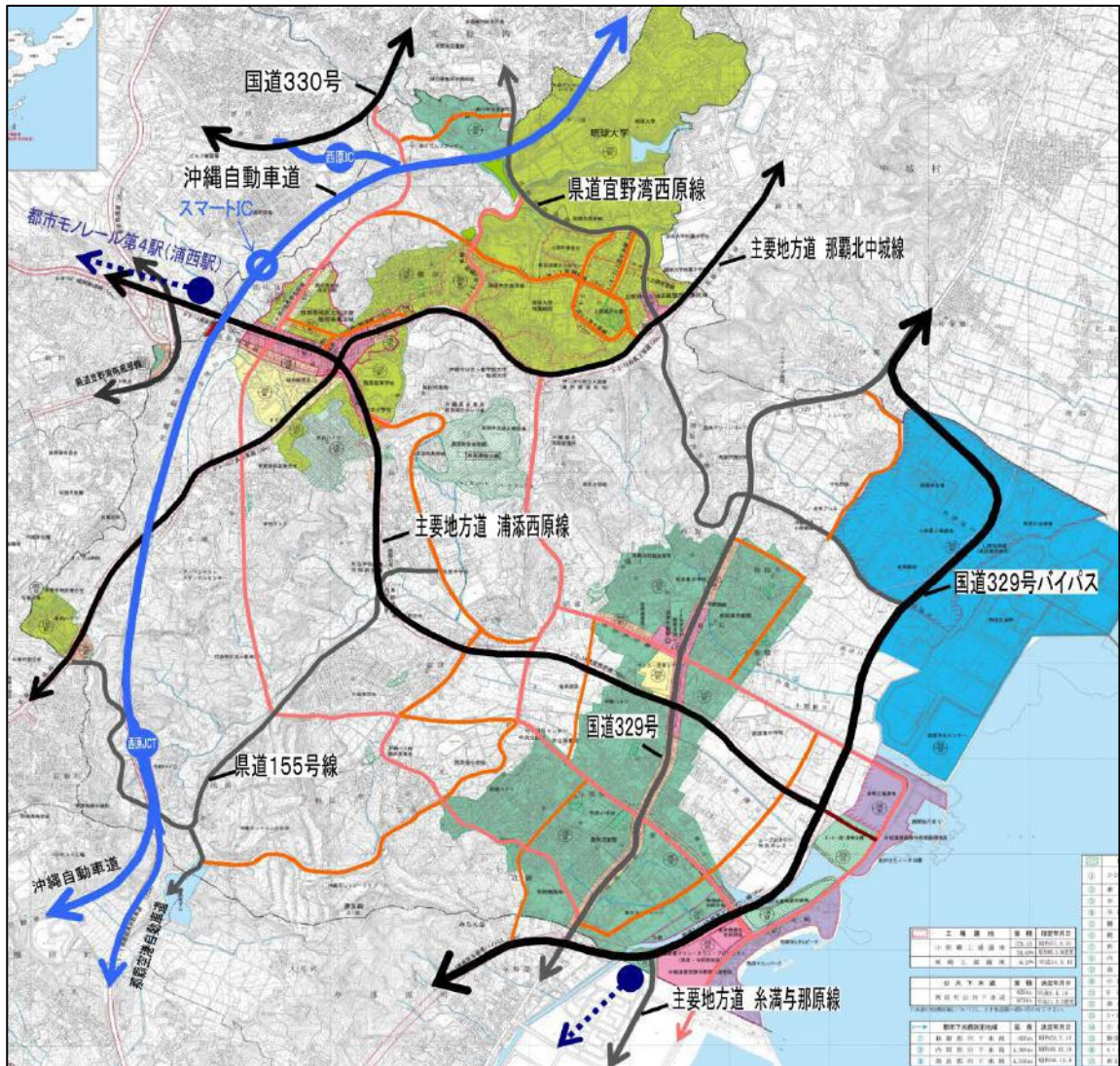


図 1-4 主要道路の位置図

3) 景観阻害要素の現況把握

① 幹線道路沿線の状況

幹線道路沿線においては、屋外広告物の乱立や、電柱や電線が目立つ箇所があります。また、道路沿線の建築物も黄色やオレンジ等彩度の高い色彩のものが多く立地しています。



国道 329 号の様子



国道 329 号の様子

②工業専用地域の状況

宇小那覇の工業専用地域においては、石油タンクやコンクリートプラント等の大規模な建築物・工作物が多く立地します。また、住宅地と比較して電柱や電線も多く雑多な印象を受けます。



工業専用地域の様子



工業専用地域の様子

③稜線や斜面緑地における建築物の立地

本町の貴重な自然景観要素である斜面緑地については、住宅地が開発され、稜線上にも各種施設などの建築物が立ち並んでいます。さらに、斜面緑地において墓地が集積している箇所もあります。

また、斜面緑地には鉄塔も多く立地しており、景観阻害要素の一つとなっています。



斜面緑地・稜線の様子



斜面緑地・稜線の様子

(3) 住民意向の把握

本町の景観の現状と課題について、町民がどのような現状認識をもっているのか、また、将来の景観形成を行っていく上での方策を検討するため、アンケート調査及び、ワークショップの開催、自治会へのヒアリングを行いました。

1) アンケート調査

アンケート調査では、町民に対して「眺望」、「自然」、「歴史・文化」、「市街地・施設」といった景観それぞれに対して、「好きな景観」と「嫌いな景観」を尋ね、町民が抱く本町の将来の景観イメージ、今後取り組むべき方策について尋ねました。

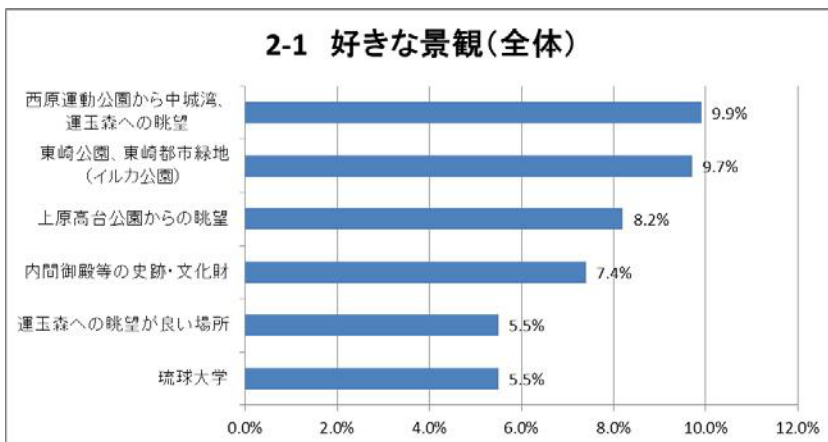
①目的及び実施概要

調査の目的	本町の自然・地勢を基盤として残っている誇らしい景観、受け継がれてきた景観を保持、あるいは創造すべき景観について町民アンケートを行った。
実施期間	平成 25 年 4 月 17 日 (水) ~ 4 月 26 日 (金)
調査方法	町民を対象にアンケートを配布 (居住人口配分による無作為抽出)
配布数及び回収率	配布数—1,000 通 回収数—177 通 回収率 : 17.7%

②調査結果の概要

(ア)町民が好感を抱く景観について

アンケート調査の結果から、町民が好感を抱く景観として、「自然」のうち、「西原運動公園から中城湾、運玉森への眺望」が 93 人 (9.9%)、「歴史・文化」のうち、「内間御殿等の史跡・文化財」が 69 人 (7.4%)、「市街地・施設」のうち「東崎公園、東崎都市緑地 (イルカ公園)」が 91 人 (9.7%) となっており、その他の回答も踏まえると、高台・高地にある公園からの中城湾や運玉森への眺望、海浜部の公園景観、内間御殿等の文化財、琉球大学等の文教施設が有する景観が好まれているとの結果が伺えます。

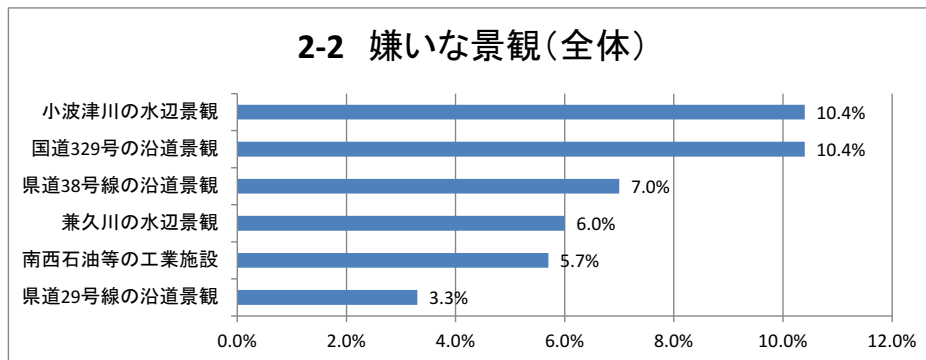


(イ) 町民が嫌いな景観・改善を求める景観について

アンケート調査の結果から、町民が嫌いな景観としてあげられた項目では、水辺景観と道路景観に回答が集中しています。これらの項目では、改善を求める回答が散見され、その対応により、良好な景観の形成につながる事が考えられます。

水辺景観では、「小波津川の水辺景観」が31人(10.4%)、「兼久川の水辺景観」が18人(6.0%)となっており、道路景観では、「国道329号の沿道景観」が31人(10.4%)、「県道38号線の沿道景観」が21人(7.0%)、「県道29号線の沿道景観」が13人(4.3%)、「県道宜野湾西原の沿道景観」が10人(3.3%)となっています。そのほか、工業地帯の景観(「南西石油等の工業施設」)についても17人(5.7%)が嫌いな景観としてあげています。

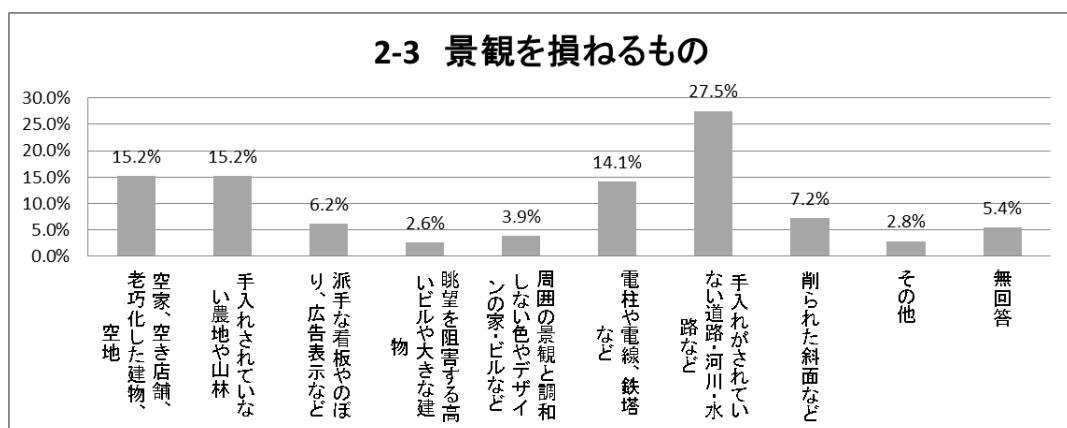
嫌いな理由として、水辺景観では、「三面護岸により自然を感じない事」や、「ゴミの多さ」についての指摘が多く、道路景観については、「渋滞」や「街路樹の少なさ」、「道路管理の状況」についての不満や指摘が多くあります。



(ウ) 町民が抱く景観を損ねるものについて

景観を損ねるものについては、前項で示された水辺景観、道路景観に関するものとして、「手入れがされていない道路・河川・水路など」が107人(27.5%)と最も高い割合となっています。次いで、「空き家、空き店舗、老朽化した建物、空地」と「手入れされていない農地や山林」がそれぞれ59人(15.2%)、「電柱や電線、鉄塔など」が55人(14.1%)となっています。

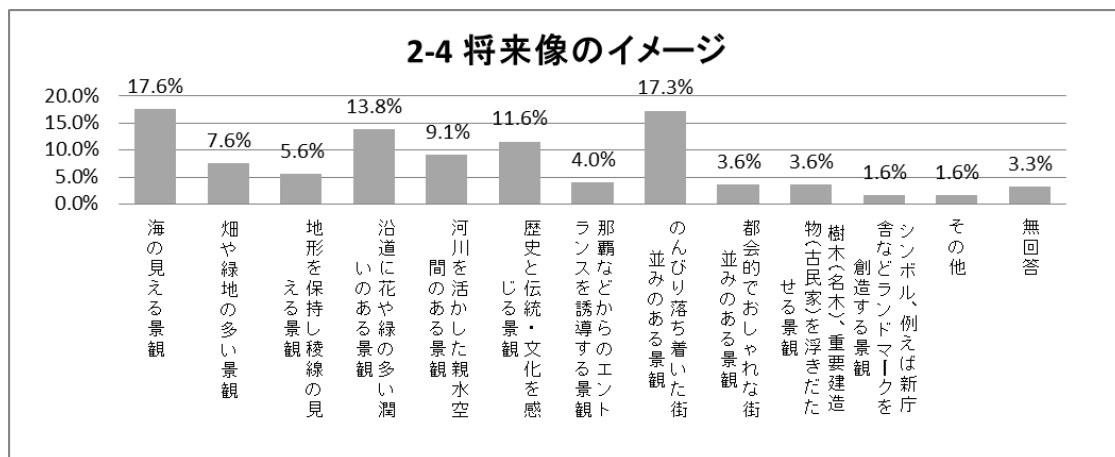
良好な景観形成に向けて、本町の軸となる道路や河川周辺の整備、適切な空き家・空き店舗等の管理が求められる結果となっています。



(エ) 西原町の将来の景観イメージ

本町の景観の将来イメージについては、「海の見える景観」が79人(17.6%)と最も多く、前項までの回答を踏まえると、居住地から海がのぞめる開けた眺望景観を望んでいることが伺えます。次に多かった回答は、「のんびり落ち着いた街並みのある景観」で78人(17.3%)、「沿道に花や緑の多い潤いのある景観」62人(13.8%)、「歴史と伝統・文化を感じる景観」52人(11.6%)と続いています。

町全域において、高台から海へ開けた景観が求められているほか、身近な街並みや歴史・風土を感じることでできる景観が将来像としてイメージされています。



(オ) 町民の住んでいる集落、住宅団地で誇れるもの

町民の住んでいる地域で誇れるものについては、各地域共通したものがあり、以下に景観域による区分としてまとめました。

回答では、「眺望」と「自然」において、運玉森や高台の緑地景観や、高台から海への景観が多く地域であげられています。

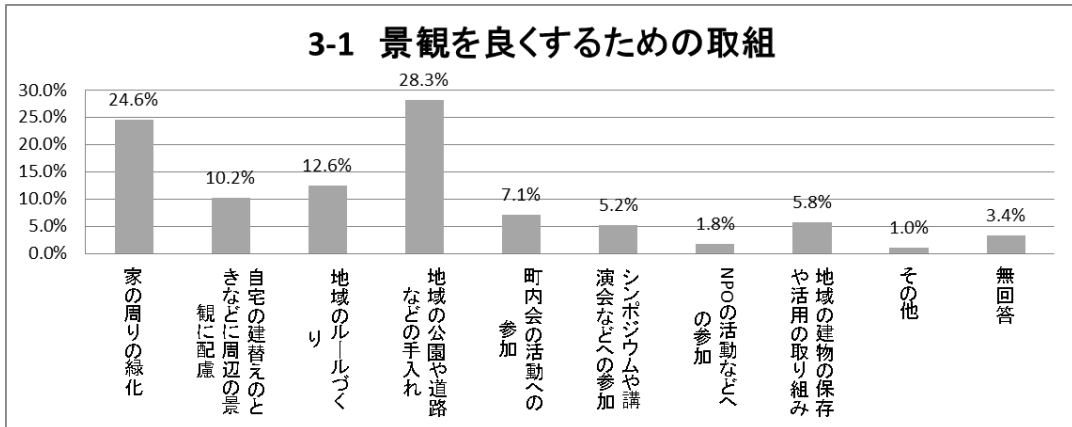
「自然」では、それぞれの地域に流れる「河川」や、「施設の緑」があげられています。また、「歴史・文化」では、地域の「綱曳き」等の伝統行事や、「内間御殿」がつくりだす景観、さらに「市街地・施設」については、西原町立図書館や大学等の文教施設の景観、公園等があげられ、全体として緑と水のある生活空間がもたらす景観に対して多くの回答が集まっています。

全体地区のまとめ(誇れるもの)	
眺望	<ul style="list-style-type: none"> 高台から海への眺望(中城湾、久高島、知念半島) 高台から緑地、畑など自然の眺望 海沿いから見える運玉森への眺望
自然	<ul style="list-style-type: none"> 運玉森 西原町立図書館の裏手を流れる川。クイナもいて、とても落ち着く 西原運動公園の森 小波津川、兼久川の水辺景観 海が綺麗 サワフジ
歴史・文化	<ul style="list-style-type: none"> 地域ごとの綱曳き 組踊(村芝居) 内間御殿 西原町立図書館
市街地・施設	<ul style="list-style-type: none"> 西原町立図書館 施設が揃っており便利 東崎公園 琉球大学、琉大病院 西原シティ
その他	<ul style="list-style-type: none"> 住民同士の交流があり、コミュニティが残っている 自然が残っている

(カ) 西原町の景観を良くするための今後の取り組み

景観づくりの取組やルールづくりについて、最も多かった回答は「地域の公園や道路などの手入れ」が108人(28.3%)、次いで「家の周りの緑化」が94人(24.6%)となっており、身近な対象についての意見が多くなっています。

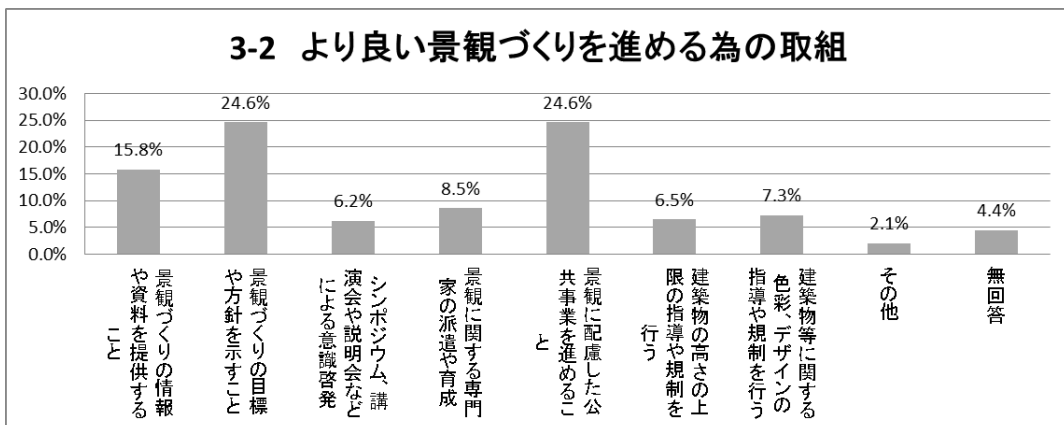
次いで多くなっているのは、「地域のルールづくり」が48人(12.6%)、「自宅の建替えのときなどに周辺の景観に配慮」が39人(10.2%)となっており、ここでも身近なところで行うルールや配慮が求められています。



(キ) より良い景観づくりを進めるために取り組むべきこと

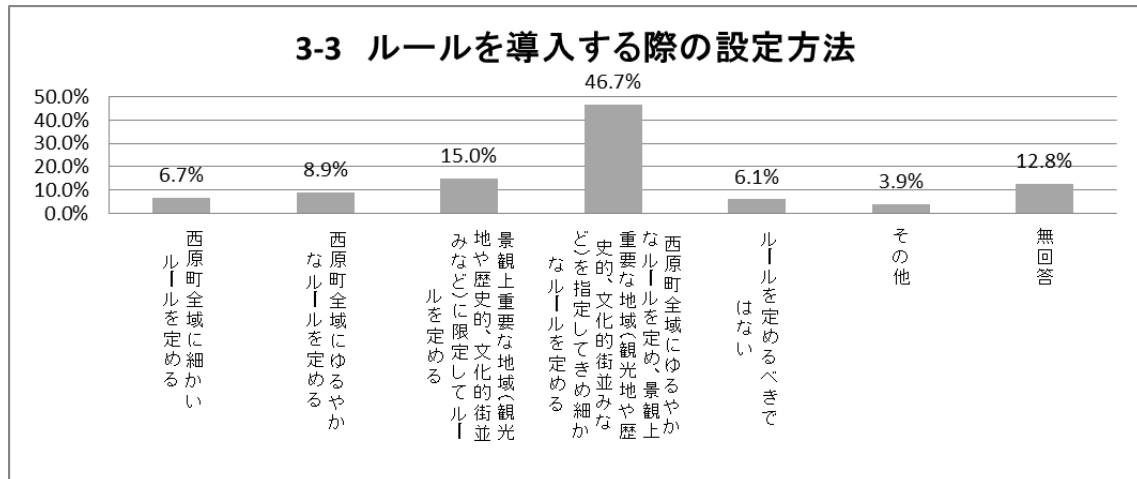
より良い景観づくりを進める為に取り組むべきことについては、行政に対して「景観づくりの目標や方針を示すこと」と「景観に配慮した公共事業を進めること」がそれぞれ95人(24.6%)と最も多く、行政や住民が共有できる目標や方針の策定、それを主導していくような公共事業の在り方が求められています。次いで、「景観づくりの情報や資料を提供すること」が61人(15.8%)と続いています。

町民と行政が協働で景観づくりを進めていくために、行政側の方針を示し、町民に対し適切な情報を提供していくことが求められています。



(ク) 良好な景観づくりに向けたルールを導入する際の設定方法

良好な景観づくりに向けたルールを導入する際の設定方法については、「西原町全域にゆるやかなルールを定め、景観上重要な地域（観光地や歴史的、文化的街並みなど）を指定してきめ細かなルールを定める」が84人（46.7%）と半数近くを占めています。一方、ルール導入に否定的な「ルールを定めるべきではない」は11人（6.1%）となっています。全体として、町全体にルールを定めることに肯定的であり、その中で景観上重要な地域についてはよりきめ細かなルールを設定することが可能であると考えられます。



2) ワークショップ

ワークショップでは、町民とともに景観資源の発掘と課題を探し、町内視察等を行いながら、本町における景観形成に向けた整備の方向性や町民と行政の役割について検討を行いました。

①目的及び実施概要

ワークショップの目的	町内の景観づくりに向けた景観資源の発掘と課題の抽出、今後の景観づくりに向けた行政と住民の役割の検討を行う。
開催日時とテーマ	<p>平成 25 年 8 月 6 日 (火) 第 1 回ワークショップ:「まちの良いところ、悪いところ探し」 町民参加者数: 26 人</p> <p>平成 25 年 8 月 17 日 (土) 第 2 回ワークショップ:「タウン・ウォッチング」(町内視察)</p> <p>平成 25 年 8 月 26 日 (月) 第 3 回ワークショップ:「第 1 回、第 2 回の整理による類型別環境(集落・市街地の周辺環境、集落内の環境、具体的な活動、施設の環境)の整備の方向性の検討」 町民参加者数: 15 人</p> <p>平成 25 年 9 月 10 日 (火) 第 4 回ワークショップ:「第 3 回の整備の方向性を踏まえての住民と行政の役割の検討」 町民参加者数: 10 人</p>

②ワークショップによる意見

住民によるワークショップでは、景観の類型別の具体的な景観目標や、達成のための行政、町民の役割について、話し合いを行いました。

景観づくりの方向性については、「高台・高地から低地への眺望や地形の保存、緑化」、「地域ごとの歴史や違いを体感できる景観づくり」、「個別の建築物・工作物へのルールづくり」、「都市の景観形成」について話し合われました。

「高台・高地から低地への眺望や地形の保存、緑化」では、具体的な景観目標として、「河川や海岸、高地のそれぞれの景観特性を活かすこと」、「傾斜地を活かした西原町らしい景観づくり」、「幸地グスクや運玉森に代表される眺望の整備」等が掲げられています。

「地域ごとの歴史や違いを体感できる景観づくり」では、歴史文化の発掘、見直し、復元が一つの目標となり、歴史・文化財の景観コースを設定することや具体的には内間御殿周辺の整備が一つの目標としてあげられました。

このほか、個別の建築物・工作物へのルールづくりでは、高さ制限、緑の創出が目標としてあげられ、都市の景観整備では商業施設周辺の景観整備を通して、産業の街としてのイメージアップを図ることがあげられています。

いずれも、行政の役割として、適切な開発の制限・誘導、歴史文化財の積極的な維持、保全、樹木の植栽等が求められ、その具体化のための条例制定等が求められています。

景観づくりに向けた方向性	具体的な景観目標	行政の役割	町民の役割
高地から低地への眺望、緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 川、畑地、高地、海岸、それぞれを活かす(観光イベントなど含む)景観。 ・ 東側の丘陵地、西側の海浜の景観 ・ 傾斜地を活かした西原町らしい景観 ・ 歴史的にも有名でシンボリックなムイ ・ 眺望の整備(幸地グスク、運玉森) ・ 池田地域の墓地の集約化、自然の保存 ・ 台地部から平野部、海岸沿、海岸沿から台地部へ眺望を活かした計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開発の制限 ・ 建物の高さ、色など規制 ・ 緑の保全、整備 ・ 公営墓地園の開発 ・ シンポジウム、説明会、講演会などの開催 ・ 景観アドバイザーやコーディネーターの育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治会を通じての学習会 ・ 宅地周辺の緑地をする ・ 集会、町内(部落)活動への参加
地域ごとの歴史や違いを体感できる景観づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歴史文化の見直し、復元して観光資源として活用(歩きたくなる街) ・ 歴史・文化財景観コースの設定 ア) 棚原集落文化財散策コース イ) 呉屋モー文化・自然散策コース～運動公園散策コース ウ) 内間御殿周辺景観コース エ) グスク散策コース ・ 内間御殿周辺の整備 ・ 歴史と産業の融合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歴史、文化財の維持、保全 ・ 歴史の記憶を正確に伝えていく努力 ・ コース、テーマの設定とイベントの開催 ・ サイン整備 ・ 住宅景観への補助 ・ 樹木の植栽 ・ 史跡周辺の整備、復元 ・ ベンチの設置 ・ 道の名称やストーリー性のある街並み展開 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清掃、景観整備をサポートする ・ イベントやガイド活動などのソフト面への参入 ・ 学習の場に参加し知識を深める
個別の建築物・工作物への	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物の高さ制限、こう配屋根にする ・ オープンガーデンを行えるような町づくり ・ 新築のとき石垣で囲まない ・ 緑豊かな町 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例の策定 ・ コンクールの開催(表彰制度) ・ 安心、安全な環境づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例への理解 ・ イベント参加、協力
都市の景観形成に向けて	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業の街としてのイメージアップ ・ 商業施設周辺を趣のある景観にする 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例の策定 ・ 業者と住民の仲立ち ・ 部材選定の統一 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者への理解、提案

表 1-1 ワークショップのまとめ

3) 自治会ヒアリング

自治会ヒアリングでは、アンケート調査やワークショップ等を通じて、具体的な名前があげられた地区を対象にヒアリングを行いました。

①目的及び実施概要

自治会ヒアリングの目的	地域の特性を活かした景観形成の基準を検討するため、地域の歴史や成り立ちについて自治会ヒアリングを行った。		
実施日時と場所	実施日時	対象自治会	実施場所
	平成 25 年 9 月 20 日	小橋川	小橋川公民館
	平成 25 年 10 月 16 日	掛保久	掛保久公民館
	平成 25 年 10 月 18 日	幸地	幸地公民館
	平成 25 年 9 月 24 日	棚原	棚原公民館
	平成 25 年 9 月 24 日	嘉手苺	嘉手苺公民館
	平成 25 年 10 月 29 日	津花波	津花波公民館
	平成 25 年 10 月 23 日	内間	内間公民館
	平成 26 年 6 月 5 日	与那城	与那城公民館
	平成 26 年 6 月 11 日	小那覇	小那覇公民館
	平成 26 年 6 月 11 日	桃原	桃原公民館
	平成 26 年 6 月 18 日	我謝	我謝公民館
	平成 26 年 6 月 19 日	安室	安室公民館
	平成 26 年 6 月 26 日	呉屋	呉屋公民館
	平成 26 年 6 月 26 日	小波津	小波津公民館
平成 26 年 7 月 3 日	翁長	翁長公民館	

②自治会ヒアリング結果

自治会ヒアリングでは地域の成り立ちや地域内の文化財、樹木について意見を伺いました。

(ア)小橋川集落

小橋川の集落の成り立ちは古く、名前の由来は「蒲葵の下」であると言われています。小橋川の聖地は、上森の御嶽、上ヌ御殿、下ヌ御殿があり、上森の御嶽から上ヌ御殿、下ヌ御殿、平和の礎と文化財の整備が整っていますが、上森の御嶽への神道は、現在は無くなっているようです。

集落内の頂部からの海へ向けての見晴らしは良く、旧役



小橋川集落

場がかつて集落の畑であった場所にあり、以前の町全体を見渡せたパノラマのような眺望が伺え、視点場として活用することなど検討の余地があります。

(イ) 掛保久集落

掛保久部落自体は古い部落ですが御嶽や古民家はなく、一番地はクシマモーであり、八月おどりはありませんが、綱曳きとウマチーが行われています。

親川の古木のサワフジは樹齢が長く、今も多くの花をつけており、以前はフクギの大木もありましたが、現在は無くなっているようです。ヒアリング時に、潤いのある集落景観をつくる上で個人宅の樹木を増やし緑化率を上げるという提案をしましたが、明確な回答は得られませんでした。



掛保久集落

(ウ) 幸地集落

幸地の古い集落は石嶺の^{タキ}嶽のあたりにあり、幸地の^{トウシ}殿が古い御嶽で、県道29号線から川の周辺は田んぼが広がり、畑はメディカルセンターの后背あたりにあったようです。シーシモーを散策すると周辺は住宅で囲まれています。眺めは良く、そこにあるガジュマルの大木は樹齢100年以上であると言われています。幸地集落では、その高台の尾根に土塁で形成された幸地グスクがあり、第一尚氏の頃からあったといわれています。そのため、幸地グスクと歴史の道の整備が強く望まれています。



幸地集落

(エ) 棚原集落

棚原は文化財の多い地域ですが、都市計画法上の用途地域の関係から中高層建築が許可されているため、低層から中高層の集合住宅が立ち並び、景観的に混乱を生じさせています。

棚原部落は今までに3、4回場所を移動しており、60年程前には徳佐田、森川、千原、上原も棚原だったようです。

棚原の^{ウタキ}御嶽は、町史では「稲福バー」と記されていますが、^{イヌウタキ}上ヌ御嶽であるという説もあります。棚原には十二門中があり、それが中心となり^{ウガン}御願などを行っていますが、神道は現在の西原敬愛園あたりからノロ殿内方面で、中道は石畳道となっています。フクギを地区内に植樹する



棚原集落

のなら石畳道に沿ったものが良いという意見もありました。

集落内にあるアシビナーは十二年に一度の「マールアシビ」の際に使用されるもので、舞台となるところはコンクリートで整備されており、観覧席からは海が見える等、良い見晴らしとなっています。しかし、アシビナーから棚原グスクまでを歩いてみると、見晴らしの良い場所に建物があるほか、今後、建物が建設されるであろうと考えられる場所があるため、早い段階における対策が求められています。

(オ) 嘉手苺集落

嘉手苺集落は内間集落から分かれて形成されました。町史によれば内間の領主に命ぜられた金丸の旧宅が現在の内間^{ウチマウドゥン}御殿であり、嘉手苺集落にはノロや古民家はないようです。

集落で誇れるものにサワフジがありますが、現在は樹木が弱り、花は咲かないようです。

集落の景観として、フクギの植樹が提案されていますが、その実をコウモリが好むことなど、管理が大変なので好ましくなく、フクギよりはサワフジのほうが良いという意見もあり検討が必要です。



嘉手苺集落

(カ) 津花波集落

津花波集落は約400年の歴史があり、佐敷の津波古から部落の創始者であるマカーサーリーが移り住み、地租を始めたと言われています。現在、マカーサーリー^{ウガンジユ}御願所はその位置にはなく、マカーヌカーに移しているようです。

また、内間との関係が強いともいわれています。

農村公園の遊歩道のところに^{トクン}殿がありますが、現在は上ヌ嶽、前ヌ嶽、喜納ガーは残っておらず、また、古民家等についても残っていないようです。大木も最近の台風で倒れてしまったとのことで、アカギの大木がある場所は、昔は池があり、馬の水浴びが行われていたようです。

景観を守るため規制をかけることに関しては明確な回答は得られませんでした。



津花波集落

(キ) 内間集落

内間集落では丘陵は現在の位置と変わりありませんが、畑は現在の西原東小学校近くのイーブヌ^{ウタキ} 嶽の川の向こう側にあったようです。

尚円王の別邸であったカヤブチ^{ウドゥン} 御殿は、御願^{ウガン}を行う際に最初に訪れるところであり、周辺からは運玉森が見えて良い眺望が伺えます。また、ナコーモーはモーアシビどころであったようです。

現在、内間^{ウチマウドゥン} 御殿の整備が進んでいますが、カヤブチ^{ウドゥン} 御殿についても整備が求められています。また、景観を守るため高さや緑化などの規制をかけることについては、賛成の意見もあります。



内間集落

(ク) 与那城集落

与那城集落の児童公園は現在、地域から親しまれている場所であり、子供会等の行事が行われる場所で、この公園から「前ヌカー」、「謝名越^{ジャナグシ}の^{トウシ} 殿」を結ぶルートは、与那城の生活風景を象徴する景観となっています。部落由来の地でもある「謝名越^{ジャナグシ}の^{トウシ} 殿」は、行事の際には地域住民の自主的な草刈等により、環境整備が行われている状況ですが老朽化による劣化も見受けられます。



与那城集落

(ケ) 小那覇集落

小那覇地区は、琉球王府時代、首里王府にお米を献上したことから、旗頭が贈られ、芸能としての組踊、藁を用いた祭事(綱曳き)等が盛んに行われるようになったようです。

行事が行われる小那覇公民館前の道路は、かつてデイゴが植えられていましたが、エイサーを行う際の旗頭に接触する等の問題から伐採され、また、集落の宗家であるセイグチジョーの生家は、現在、十分管理されているとは言えない状況となっています。

集落に残る文化財等の景観資源は、現在行われている伝統行事と結びついている一端は見られるものの、行事の再興が集落景観に変化を及ぼしている側面があり、中心となる公民館等の活動拠点の整備の在り方も含め検討が必要であると考えられます。



小那覇集落

(コ) 桃原集落

桃原集落は、^{イヌモ}上ヌ毛を^{クサテイムイ}腰当森に昔の集落の様相を示す集落で、^{トバルヒヌカン}桃原火神は部落西隣にある^{イヌモ}上ヌ毛の中腹にあり、その一体は^{ウカミヤ}御神屋ともいわれ、一角には^{ジトウヒヌカン}地頭火ヌ神も^{まつ}祀られています。集落の始まりである古島には、昭和天皇のご誕生を記念して植えられたクワディーサー（ももたまな）が立派な樹形をみせています。昔、守り神である獅子を集落間の争いのため地中に埋めたといわれていますが、現在では掘り起こされ、そろって昔の姿を見せています。かつては成長や繁栄を願って、集落内には竹垣で囲われた屋敷が多かったようですが、現在はほとんど見られません。



桃原集落

桃原集落は徐々に人口が増加しアパート等が建ちはじめれており、昔ながらの集落の景観との共存を検討しなければなりません。

(サ) 我謝集落

我謝集落の発祥地は^{クガニムイ}黄金毛や^{ガージャムイ}我謝毛と呼ばれる丘陵地の^{イヌタキ}上ヌ嶽付近といわれていますが、西原ハイツの開発により、そこにあった御嶽も移動されました。我謝毛は450年の歴史があり、戦前までは門中で分けていましたが、新しい住民が増え、リンゴ与（組）ウフガー与に組分けされ、現在はそれぞれの均衡を保つため、地理的に^{イヌワイ}上割・^{シチャワイ}下割に分けているようです。戦前は、運玉森にも松林があり、馬場はクワディーサー（ももたまな）が植えられていたようですが、その当時の面影はありません。



我謝集落

古い樹としては、屋敷林であったフクギ、^{トクン}殿にあるガジュマル程度です。また、茅モと呼ばれる茅葺の屋根の吹き替えのための茅を育てていた所は、門中で管理していたようですが現在はありません。

景観として守りたいものとしては、エボシガワノ^{ウタキ}御嶽やミーカー（カニクガー・ウブガー）があり、復元したいものとしては、フールー等という意見もありました。

(シ) 安室集落

安室集落は元々、運玉森の山側に位置し、小波津集落側の佐久真の嶽^{サクマタキ}までは湾になっていたようです。石高を上げるために肥沃地を畑にし、集落そのものは山側に移されたという説があります。集落を囲む里道があり、与那原側まで結ぶ重要な道でしたが、現在は使用されておらず、その里道周辺も傾斜地の石積みが崩れそうになっているなど危険な箇所もあるため早急な対策が求められています。小波津側から集落を望むと背後に運玉森が鎮座している近景が特徴的であり、今後集落内の建築物、工作物の設置にあたっては、その眺望を遮らないような配慮が必要であると考えられます。



安室集落

(ス) 呉屋集落

呉屋集落は呉屋モ一の拝所周辺が元々の集落の始まりとされていますが、西原町内でも古い歴史を持つ集落であろうと考えられます。思われます。桃原集落との歴史的な謂れが深いようで、集落内に残る石獅子は「ヒーゲーシ」として運玉森に向けられています。集落全体が市街化調整区域内であり、また集落の中心にある呉屋モ一等の拝所は宇所有地となっており、今後も開発による集落景観への影響は小さい地域と考えられます。しかし、呉屋モ一内に設けられた遊歩道に、個人墓が造られており、景観を損ね始めていることや、集落内の眺望点として呉屋モ一が上げられますが、今後、県道 38 号線沿いに集合住宅等の、中高層建築物の建築に対しては後背地への配慮として、呉屋モ一から運玉森への眺めが確保できる程度の高さ規制が求められます。



呉屋集落

(セ) 小波津集落

小波津集落は、西原でも由緒ある部落の一つに数えられ、イーヌヤマーと呼ばれる標高 54m あまりの丘陵地の南斜面と東側にあるシチャヌヤマー、チキンタグスクの 3 箇所の遺跡があります。イーヌヤマーは現在測量を行い不発弾の処理をし、避難場所を兼ねた子宝の広場等の整備を行うことも検討されています。年中行事としては綱曳きがありかなり古い時期から行われていたようで、旧七月にはムラアシビーという部落上げての豊年祭が行われ、ムラシバイ



小波津集落

(村芝居)ともいわれ、七歳から五十歳までの男子全員が参加し、さまざまな踊りが演じられてきたようです。

小波津集落の課題は、イヌヤマーについて、広場等として整備が検討されていることで、開発により集落の形態が大きく変化することも考えられ、景観の維持と地域の活性化のための整備のバランスを取ることが課題と思われます。

(ソ) 翁長集落

翁長集落は西原町の教育の発祥地として知られており、かつて、翁長自治会の西側道路沿いに元家が並んでいます。北側の山手側が集落の始まりで、西原町で唯一の神アサギがあり、集落内での争い事はタブーとされ、エイサーや綱曳きといった行事も禁止されてきたようです。今後、集落内を県道の高架道路が整備される計画となっており、集落の西側を縦断するため、山側の眺望を損ねる懸念があります。



翁長集落

(4) 景観の骨格をつくる公共工事

本町は今後整備される道路、河川、面的基盤整備や大規模な公共建築物等の整備が控えています。代表的な整備は次の施設です。

・ 道路整備

国道 329 号与那原バイパス、県道浦添西原線、県道那覇北中城線など
シンボルロードとして町道兼久安室線、呉屋安室線、小波津川南線、小波津屋部線、
(仮称)小波津安室線、(仮称)与那城津花波線など

・ 河川整備(二級)

小波津川河川整備事業

・ 面的基盤整備

土地区画整理事業の西原西地区土地区画整理事業、また中城湾港マリンタウン地区の大型 MICE 施設等

これらの事業は、沖縄自動車道路側の新しい本町の顔となる沖縄都市モノレールてだこ浦西駅周辺や本町の中心核と位置付けられた役場周辺、さらに海浜部の大型 MICE 施設の新たな都市的景観等とともに、本町の骨格景観を作ることになります。これらの公共施設整備は民間の工事に先行して整備され、道路や河川は既存の集落の中を貫通する形で整備されることになります。また多くの工事が既に着工、または次年度以降早期に着工し、これらの工事に続き民間の工事も次々と始まることが予測され、本町全体の景観を大きく変化させる可能性があります。

(5) 特性の整理

1) 地形的特徴

本町はうるま市から南城市まで連なるバンタ地形（崖）の西側に窪地があり、さらに標高の高い浦添市、那覇市と連なっています。こうした窪地に幸地や坂田等の市街地が形成されています。またバンタ地形の東側の海に向かい、斜面から平野部が広がり、斜面沿いから平野部にかけて集落が形成されていることが大きな特徴となります。集落には小規模な高台などの微地形（肉眼では確認できるが、地形図上では判別しにくい小規模な地形）が散在し、坪所等があります。

運玉森や幸地グスク等の高台で大きく開けた場所からは、小丘陵とその合間に広がる集落や農地、平地部の市街地が広がりを見せる景観が眺望でき、さらにその先の海に向かって、工業団地や海浜レジャー施設用地が広がる個性ある景観を創りだしています。

※バンタとは、沖縄の方言で「崖」や「絶壁」という意味です。

①バンタ地形

二段階のバンタ地形や主要な丘陵から平野部へ^{くさびがた}楔形に延びる丘陵等の景観



バンタ地形



バンタ地形

②眺望景観

ククジムイや運玉森、幸地グスク、棚原集落からの眺望景観



ククジムイからの眺望景観



運玉森からの眺望景観

2) 斜面緑地・農地の景観

本町の骨格を成すものに大規模な斜面緑地があります。この斜面緑地は、市街地、農地、集落等のすべての土地利用に影響を与えています。この緑地により台地部と平野部の土地利用が分離され、それぞれ特徴ある景観を形成しています。本町と与那原町の境界に位置する運玉森は、その山容とそこから広がる斜面の美しい稜線から、町のシンボルとして景観上重要な位置を占めています。

また、丘陵から平野部へ^{くさびがた}楔形になだらかに伸びる緑地を形成していることが特徴となっており、斜面沿いに集落、宅地、農地が形成されています。二つの丘陵の間を通る湾曲した主要道路から海側を望むと、平野部市街地から海まで開けた眺望が広がっています。このように海と斜面緑地で織りなす景観は、本町の特徴となっています。

また、伝統的な集落の前方にはかつては農地が広がっており、現在では、市街化の進展により農地も分断され細分化しつつありますが、住宅・集落地区内に緑の空間を生み出しています。

①斜面緑地の景観

西側丘陵地に南北へ広がる斜面緑地やシンボリックな運玉森等の景観



斜面緑地（池田）



斜面緑地（呉屋モー）

②農地の景観

河川周辺の谷底低地や海岸低地に広がる集落と密接に連なる農地等の景観



呉屋



農地

3) 住宅・集落の景観

本町の住宅地区は、台地部に形成された住宅地や斜面に形成された住宅地とともに、平野部に広がる商業地区と一体化した住宅地や、昭和 50 年代から各集落周縁部に造成された団地など多様な住宅景観が形成されています。

本町の伝統的な集落では、伝統的な沖縄の集落形態にならい、排水環境を考えて山裾の斜面地にあり、夏の涼風を呼び込み、冬の北風を避けるべく丘陵を北の背に南に面した形で形成されています。集落の背面にあたる丘陵部には拝所、御嶽ウツキが配され、集落内には、遊水池、井戸（カー）等が点在し、またその前面には農地が広がりを見せるなど、一連の集落景観を成しています。

一方で、急激な市街化により、昭和 50 年代を中心に、住宅団地が数多く開発されてきました。団地開発そのものは概ねおさまりつつありますが、今後はその建替えが本格化します。

①住宅の景観

平地部の商業・住宅地区の混在した住宅景観及び丘陵地の斜面緑地と調和した住宅の景観



平野部住宅



斜面地住宅

②集落の景観

丘陵の山すそに広がる丘陵と調和した集落等の景観、各地区に点在するグスク・カー等の歴史・文化景観、伝統芸能や祭事等の景観



呉屋集落



小那覇集落

③団地の景観

周辺緑地と調和した団地の景観



県営西原団地



小波津団地

4) 新市街地・沿線市街地の景観

本町の市街地は、台地部と平野部に広がる市街地に代表され、商業施設や店舗が立ち並ぶ都市的景観が形成されています。また、二つの市街地を結ぶ主要幹線沿線の景観も本町の景観を特徴づける一つの要素となっています。今後、与那原バイパスの延伸をはじめ、県道の整備とシンボルロードの整備により、新たな市街地が創出されていきます。

また、中心核と位置付けられた町役場周辺は小波津川河川整備が進められており、台地部においてはサブ核と位置付けられた西原西地区土地区画整理事業等の面的整備が図られます。

①台地部の商業市街地景観

西原西地区土地区画整理事業区域や沖縄都市モノレール新駅周辺地区の新市街地の整備等の景観



モノレール新駅周辺地区



西原西地区土地区画整理事業

②沿線市街地の景観

緑と商業施設や店舗が建ち並ぶ都市的景観



国道 329 号沿線市街地



県道 38 号線沿線市街地

5) 主要道路の景観

本町の幹線道路は主要幹線道路である国道 329 号を軸とし、東西の幹線道路として県道浦添西原線(同 38 号線)、那覇市方面とつながる県道那覇北中城線(同 29 号線)が整備されています。特に国道 329 号沿いは、戦後の早い時期から沿線に建築物が建ち並び、屋外広告物が乱立するなど、市街化に伴い、景観が大きく変容してきました。

今後、マリンタウンや町役場周辺、沖縄都市モノレールでだこ浦西駅周辺を結ぶ道路等についても整備が進められていきます。

①国道 329 号沿線、国道 329 号与那原バイパス沿線の景観 西原町平野部の主要道路の景観



国道 329 号



国道 329 号与那原バイパス

②県道浦添西原線、県道 38 号線沿線の景観 西原町の平野部と台地部を結ぶ道路景観



県道浦添西原線

③県道那覇北中城線、県道 29 号線沿いの景観 西原町台地部の道路景観



県道那覇北中城線



県道浦添西原線(県道 38 号線)



県道那覇北中城線(県道 29 号線)

6) 河川の景観

斜面緑地と臨海部を結ぶ代表的な河川として小波津川があります。現在、県による小波津川改修事業が進められており、町の「小波津川河畔まちづくり方針」では、これまでのまちづくりの取組と方針との整合を図りつつ、まちの景観向上を一体的に進めるため、小波津川沿いを「水と緑の軸」と位置付けています。今後、まちの中心となる役場周辺の整備とあわせ、自然（緑と水）の連続性の確保や町の歴史や文化に根差した良好な河川空間と景観整備が進められていきます。

①小波津川沿線の景観

小波津川河川整備と併せた中心核の整備や河畔地区の新市街地の整備等の景観



小波津川



小波津川

7) 工業地区の景観

小那覇地域を中心とする臨海部の工業地区には現在、石油関連産業を中心とした産業集積が進んでいます。工業地区の景観は、石油タンクが建ち並ぶ本町の海岸部の景観を特徴づける重要な構成要素の一つとなっています。産業と生活の場が調和した景観形成を図るため、工業地区内の緑化の推進や緩衝緑地の整備等を進めていく必要があります。

①工業団地地区の景観

石油タンクや関連企業が立地する工業団地の景観



工業地区遠景（小那覇）



工業地区（東崎・小那覇）

8) 海岸・海浜の景観

海浜部の東崎地区では、西原マリパークのビーチをはじめ、周辺には公園や大型商業施設やレクリエーション施設が集積し、本町の新たな魅力の一つを発信する拠点となっています。今後のまちづくりに向けて、自然環境に配慮したまちなみ景観の形成を図り、賑わいを感じさせる海浜空間づくりが求められています。

①海岸・海浜の景観

西原マリパーク等の新たに作られた海岸景観



海岸景観



海岸景観

9) 新たな都市的景観としての大型 MICE・沖縄都市モノレールてだこ浦西駅周辺

本町の新たな都市的景観を形作る地区として、沖縄都市モノレールてだこ浦西駅周辺地区と大型 MICE 施設が整備されるマリンタウン地区があります。いずれの地区も現在の本町の景観を大きく変える規模であり、周辺の景観に影響を与えることが予想されます。

①新たな都市景観をつくるマリンタウン地区の大型 MICE 施設整備地区および関連施設候補地区



大型 MICE 施設整備予定地区

大型 MICE 施設について

沖縄県は「MICE (※) 誘致強化戦略・大型 MICE 施設のあり方調査」において、会議の大型化やインセンティブ・トラベルのニーズが高まるなか、これまで沖縄で開催されてきた MICE は域外流出や機会損失を招いていると分析しています。また、求められる MICE 施設の規模として、多目的ホール、展示場、中小会議場から構成され、当初 2 万人収容から最大 4 万人収容可能な規模に改めています。

(※) MICE とは、ミーティング、インセンティブ、コンベンション、エキシビジョン/イベントを総称した用語

②新たな都市景観をつくる沖縄都市モノレール浦西駅周辺地区



てだこ浦西駅周辺イメージ

3. 課題

(1) 中心核・河川・道路整備に伴う新市街地の景観形成

本町においては、今後、小波津川河川整備と併せて、新市街地の整備などが計画されています。また、国道329号与那原バイパスや県道浦添西原線の整備など、町の骨格的道路の整備も計画されていることから、各工事の進行に伴い、本町の景観形成について共通ビジョンを持ち、一体的なまちづくりとして、景観の統一感やまちなみ演出、また、それぞれの地域特性に応じた景観形成の方針などを明確にしていく必要があります。

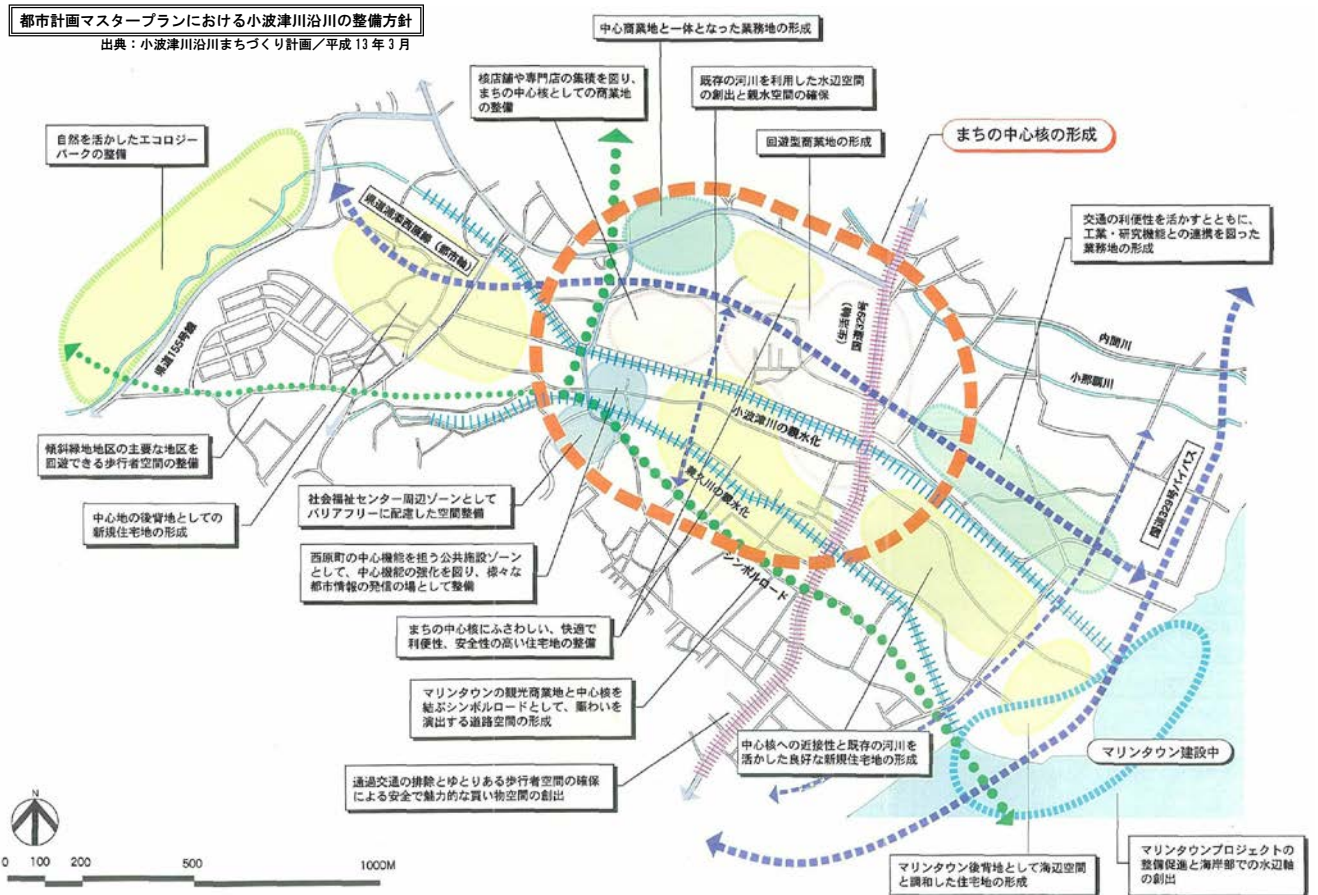
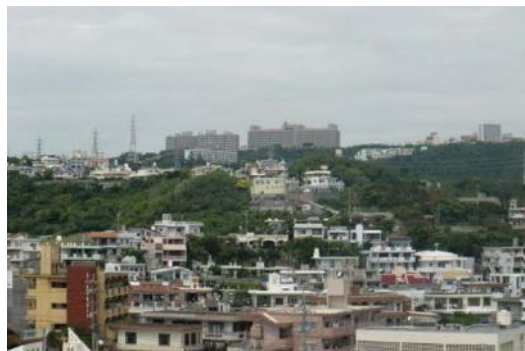


図 1-5 小波津川河畔まちづくり計画整備方針（資料：「小波津川河畔まちづくり計画」より）

(2) 斜面緑地の保全

本町の西側の丘陵地に残る斜面緑地は、貴重な自然景観要素であり、本町の景観の骨格的な要素となっています。しかしながら、稜線上には、住宅地開発や大規模な施設の立地がみられます。また、墓地が集積している場所もあります。

今後は、残存する斜面緑地や稜線については保全していく必要があるものと考えられます。また、すでに稜線上に立地する建築物等については、敷地の緑化や建築物の色彩により平地からの眺望に配慮するなど、各種施策展開が望まれます。



斜面緑地・稜線の様子

(3) 既存住宅団地等における良好な景観形成

本町においては、昭和 50 年代を中心に、住宅団地が多く開発されました。したがって、その頃に建てられた住宅等については、築後約 35 年以上経過していることとなり、今後、建替え時期を向かえることが予想されます。

この住宅団地における建替えは、良好な景観形成に向けた重要な機会であり、新たな住宅地景観について住民と話し合いながら、10 年後、20 年後の既存住宅団地景観の再生等を検討していく必要があります。



住宅団地の様子



住宅団地の様子

(4) 工業専用地域及び準工業地域における修景

小那覇の工業専用地域においては、南西石油を中心として各種工場や事業所が集積しています。石油タンクやコンクリートプラントなど大規模な施設もみられ、電柱等も住宅地に比べ乱立しています。また、新たに開発された東崎準工業地域は、比較的景観は整備されていますが、マリンタウン地区と隣接するため、より良好な景観を形成していく必要があります。そのため、西原町の特徴の一つであるこの地域の活気あふれる良好な景観形成へ向けて事業者と行政が協働して取り組めるような施策等の検討が必要であると考えられます。



工業専用地域の様子

(5) 主要な道路沿線における修景（屋外広告物の誘導）

主要な道路沿線の景観は、本町を印象付ける重要な景観です。

しかしながら、現在は電柱や屋外広告物の乱立等、景観が阻害されている箇所もみられることから、今後、屋外広告物の規制や建築物のセットバック及び色彩の配慮など、景観の修景を図る必要があります。

また、今後、整備される県道浦添西原線等においては、関係機関と協議を行い、西原町らしい道路沿線の景観の創出に努める必要があります。



国道 329 号の様子

(6) 住宅需要に対応した市街地形成と今後の景観形成

本町の人口・世帯数の増加は落ち着きを見せているものの、依然として増加していくことが見込まれています。かつて、琉球大学の移転等を契機に、急激な人口増とそれに伴う市街地形成が図られてきたことから、商業と居住空間が混然一体となった非効率な土地利用が課題となっています。

今後の市街地形成を図っていく上で、自然や緑と調和したうるおいのある居住・商業空間の形成をめざし、生活者にとって魅力ある景観づくりを図っていくことが求められます。



市街地の開発の様子

(7) **新たな都市的景観を形成する大型 MICE 施設・沖縄都市モノレールてだこ浦西駅周辺**

本町の都市的な景観として、海浜部の大型 MICE 施設及び周辺の民間事業施設地区と台地部の浦添市との境界にある沖縄都市モノレールてだこ浦西駅周辺地区があります。平成 27 年 5 月に沖縄県が中城湾港マリンタウン地区に大型 MICE 施設誘致を決定し、大型 MICE 施設と周辺施設（ホテル等）について検討を続けています。また、沖縄都市モノレールてだこ浦西駅周辺は、西地区土地区画整理事業地区一帯を含め本町の台地側の玄関口として都市的な景観を形成する地区となります。2 つの地区は、ともに大規模な都市的景観を形成することになり、本町の景観特徴を損なうことなく調和するように配慮する必要があるとともに、隣接市町との十分な調整が必要となります。

第3章 良好な景観形成に関する方針

1. 景観づくりの基本理念

(1) 基本的な考え方

アンケート調査、ワークショップの開催、自治会へのヒアリングを通して、大きく「高地から低地への眺望、地形（起伏）の保存、緑化」、「都市の景観づくり」、「地域ごとの歴史や違いを体感できる景観づくり（ストーリー性と歴史を感じる景観整備）」、「個別の建築物・工作物へのルールづくり」といったテーマが浮かびあがっています。

また、具体的には工場周辺の景観、畑地風景や河川、シンボルとなる運玉森の景観の保全と活用、生活風景の中にとけこむ集落内のヒージャーガーの整備など、本町の景観を特徴づける自然・眺望景観の保全と、地域ごとの歴史・文化といった特性を活かした生活景観づくり、商業・産業のまちとしてふさわしい都市的景観づくりが課題としてあがっています。

こうしたことから、本町の自然風土と人々の生業が創りだしてきた景観の保全・継承と、今後の良好な景観形成に向けて、基本理念を次頁に掲げます。

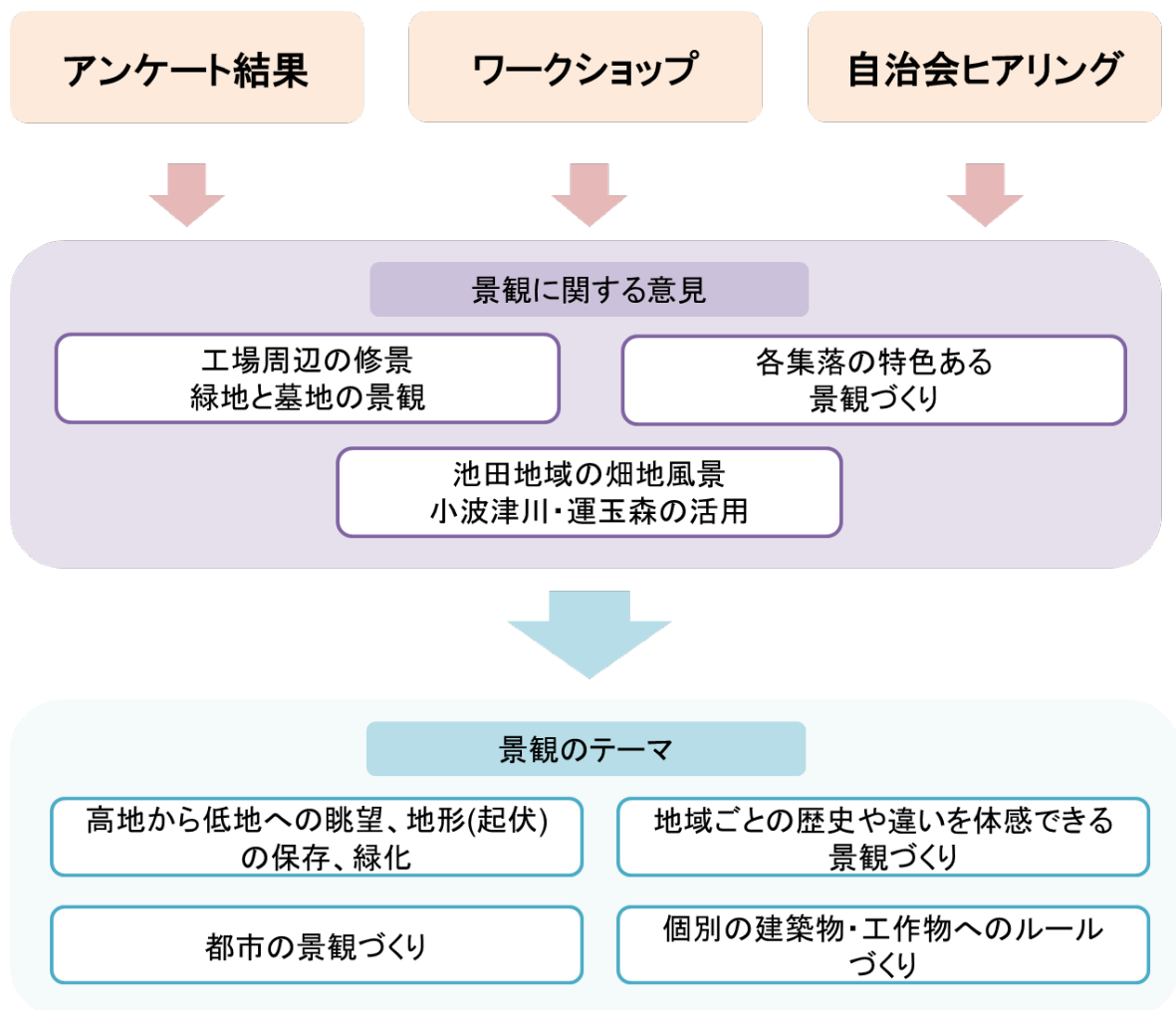


図 3-1 基本理念を導くフロー

(2) 基本理念

「緑の斜面と平地が織りなす

やすらぎと活力の風景まちづくり」

やすらぎの自然緑地景観づくり——本町の景観特性である斜面緑地の保全

うるおいの都市の骨格景観づくり——景観の骨格となる道路・河川及び新市街地・
工業地区等の景観整備

歴史文化が息づく景観づくり——歴史・文化資源の特色を活かした新たな
魅力の創出

やすらぎの自然緑地景観づくり



本町の景観特性である斜面緑地の保全

うるおいの都市の骨格景観づくり



景観の骨格となる道路・河川及び新市街地・
工業地区等の景観整備

歴史文化が息づく景観づくり



歴史・文化資源の特色を活かした新たな
魅力の創出

「緑の斜面と平地が織りなす

やすらぎと活力の風景まちづくり」

2. 基本方針

(1) やすらぎの自然緑地景観づくり

—本町の景観特性である斜面緑地の保全—

①斜面緑地と稜線の保全

本町の地形は南城市からうるま市に連なるバンタ地形の一翼をなし、中城湾に望む緩やかな斜面緑地と平野部により形成されています。近年の都市化の進展によりこの緑地が失われつつあり、稜線付近にも建物が建設され始めているため、斜面緑地と稜線を保全します。

②緑の斜面と一体化した集落形態の保全

前述の斜面緑地の合間に古くから集落が形成されてきました。このような地形的な特徴は、本町の風土の根幹をなしており、地域ごとに特徴的な自然や歴史・文化を育んできました。集落の中には道路整備などの開発に直面する地区や建物の建替え時期を迎える地区などがあり、大きく形態が変わる可能性もあります。景観としての農地や緑地を維持しつつ、やすらぎにみち、各集落の特徴を活かした景観を形成します。

③主要な視点場からの眺望の確保

本町の景観特性の大きな一つとして、眺望景観があります。台地部から海岸線やその先の知念半島、久高島への眺望、または平野部からの運玉森や丘陵・斜面緑地部への眺望等があり、その視点場を整備するとともに、眺望を阻害する開発や建築の誘導等を行います。特に運玉森は西原町のシンボルとして町内の各小中学校の校歌や町歌などに取り入れられているため、主要な視点場から運玉森等が望めるよう開発や建物の誘導を行います。また、主要な視点場については、平成23年度の基礎調査における主要な眺望点を参考に、再度検討します。

(2) うるおいの都市の骨格景観づくり

—景観の骨格となる道路及び市街地・河川等の景観整備—

①主要幹線道路（既存及び新設）の道路景観の整備

本町の景観を形成する大きな要素のひとつとして主要幹線道路景観があります。新たに整備予定の県道浦添西原線や県道那覇北中城線をはじめ、シンボルロード（呉屋安室線・兼久安室線）小波津川南線、小波津屋部線、整備途中の国道329号与那原バイパス等の整備とあわせ、新たな道路景観を形成します。

②新市街地の景観整備

沖縄都市モノレールてだこ浦西駅周辺や大型MICE施設の周辺地区は本町の新たな景観を形成する大きな要素のひとつになります。土地区画整理事業や地区計画、道路整備等にあわせて、うるおいと活力に満ちた景観を誘導するとともに、今後行われる開発に対しても景観に配慮し、より良い市街地の景観形成を推進します。

③小波津川沿川のまちの中心核の景観整備

本町の中心核となる小波津川沿川地区では、役場の建設とともに、今後、河川整備及び道路整備による水辺空間の創出が図られ、都市機能と自然、人々の暮らしが調和した新たな本町の顔となる景観づくりが進められています。今後、更にこの地区の景観整備を進展させていきます。

④景観阻害要素の改善

本町の臨海部の工業地区は、西原の産業の活力を象徴する景観となっている一方、町民からは改善したい景観の一つとしてあげられているところもあります。また、国道329号沿いや県道浦添西原線沿いの一部では、屋外広告物によって道路景観が損なわれ始めています。このように景観の阻害要素に対し、住民や事業者と協力して改善へ取り組みます。

⑤市街地における緑地の確保

本町における市街地の特徴は周辺の農地や緑地と調和した緑豊かな風景であるため、この風景を保全します。特に、旧集落内や団地では建替え時に重なることも考えられるため、新たに土地区画整理事業等で生まれる宅地等とともに一定規模の緑地を維持していきます。

(3) 歴史文化が息づく景観づくり

—歴史・文化資源の活用による特色を活かした新たな魅力の創出—

①内間御殿をはじめとする歴史・文化的資源を活用した景観づくり

本町には、その地域の生活や営みを支えてきた史跡や文化財等が数多く残されています。なかでも、内間御殿は平成23年に国指定文化財（史跡）に指定され、今後は周辺を含めた整備を行う必要があります。また、内間御殿には町指定天然記念物のサワフジがあり、樹齢400年以上といわれています。こうした地域の歴史を背景とした個性ある風景を大切に、後世に残していくこと、さらにはそうした地域の文化資源の継承等を通じて、地域の魅力の発信へとつなげ、地域の新たな価値を創造することが重要であるため、歴史・文化資源を活用した景観づくりを推進します。

②地域に残る歴史の道等を活用した景観づくり

本町には、先人たちが首里に上るなど生活の中で使用していたと考えられる古い道が残されています。「沖縄県歴史の道調査報告書—中頭方東海道—（昭和63年3月 沖縄県教育庁文化課）」によると、中頭・国頭方東西両海道は、それぞれ西原間切を通る4つのルートがあることが記述され、西原町内には、中頭方東海道と国頭方東海道がありました。今後、これらの宿道を歴史の道として整備することが求められています。また、棚原集落には石畳の道をはじめとして、その他の集落にも祭りの際に^{かみんちゅ}神人たちが通る「神道」や「中道」などと呼ばれる道があり、ウマチーや綱曳き等に利用されています。さらに小波津川においては、1700年代に蔡温によって「順流真秘」といわれる風水に依拠して河川を蛇行させ、流速を調整する手法の河川整備が行われました。こうした各地域に残る風情ある歴史の道や河川、そ

の周辺の文化資源を守りつつ、現代における新たな価値を付加し、地域における景観を形成していきます。

③景観資源として、歴史・文化的な祭り、行事等の保全

本町の集落では、それぞれの地区で綱曳きや獅子舞などの文化的な祭り・行事が行われています。また、近年ではいくつかの集落で村芝居なども復活しています。これらの歴史・文化的な祭り・行事は、そのものが景観を形成する要素であるとともに、地域の景観形成を推進するための住民の取組のきっかけともなります。そのため、これらの祭りや行事が継承、復活されるように取り組んでいきます。

3. エリア別方針

主に土地利用の観点から6つのエリアに分け、それぞれの景観特性を考慮し、景観づくりの方針を示します。

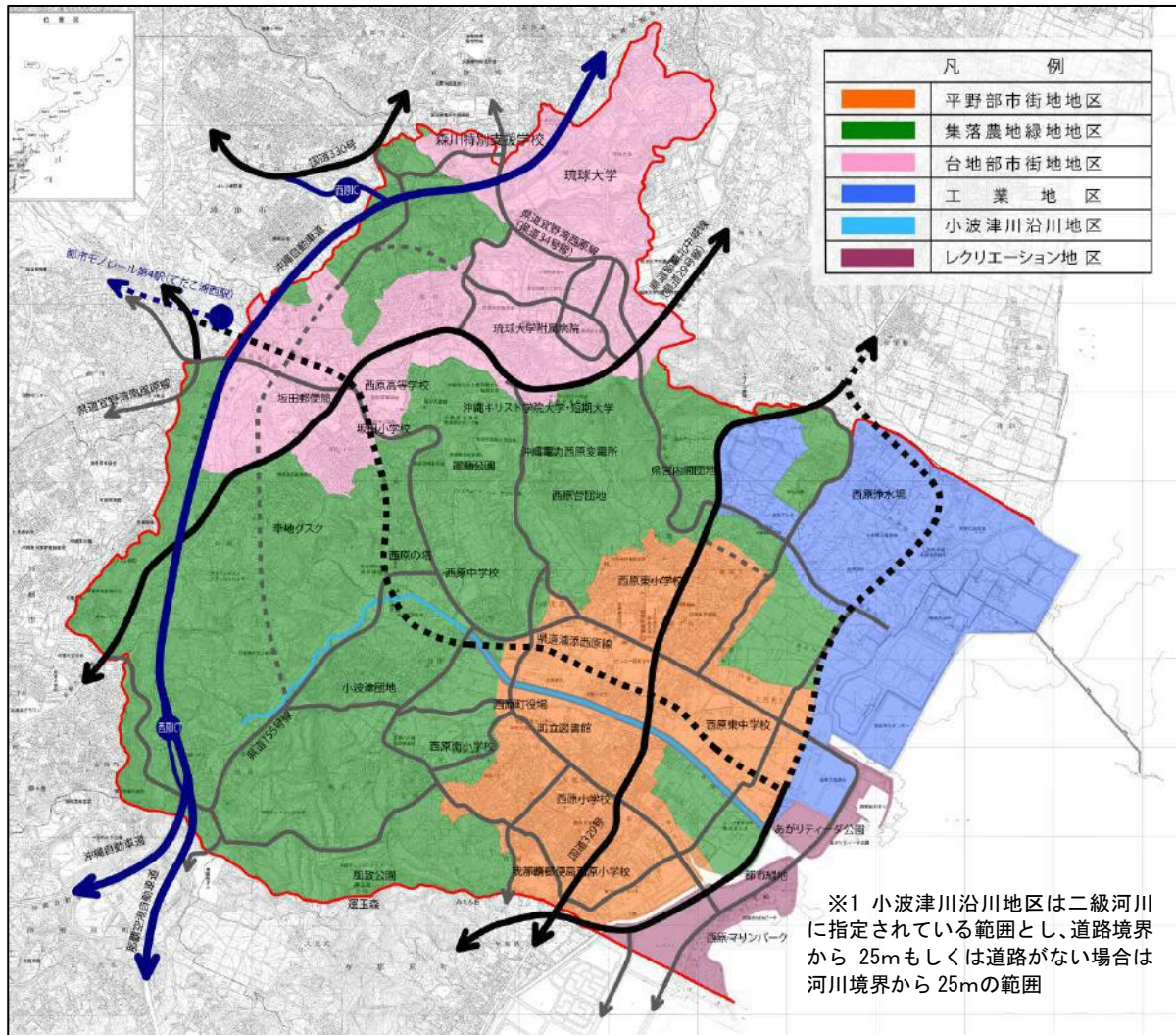


図3-2 エリア区分

(1) 平野部市街地地区

平野部市街地地区は、国道 329 号と県道浦添西原線を中心とした市街地と海岸低地に広がる農地で構成されます。本町の顔としての商業や業務、低中層の住宅等の土地利用が図られます。中央部には小波津川が流れ、役場等の公共施設も集積し、埋立地の東崎住宅地区では、地区計画が指定されています。



小那覇

【方針】

平野部の市街地と臨海部を結ぶシンボルロードとその周辺市街地の景観形成は、今後の本町の都市的景観をかたちづくる代表的な地域となります。このことから、小那覇交差点付近を中心とし、まちの中心地としてにぎやかさを演出し、国道 329 号及び県道 38 号線沿線は複合的な業務地としての景観を誘導します。そのため、これらの地域では、ゆとりある建築物の配置や緑化を積極的に進め、国道 329 号と県道 38 号線及び国道 329 号与那原バイパスといった主要幹線道路等沿線では、屋外広告物等の適切な誘導を図っていきます。

また、平野部の住宅地区は、その地形的な特徴から、多くの地域において、緑地に囲まれた落ち着きのある居住環境を形成しています。一方で、住宅地区内の宅地開発は地区内に残る小規模農地の転用により図られていることから、住宅地区内の既存緑地の保全・創出を推進します。

さらに、平野部の住宅地では、琉球大学等のランドマーク等の丘陵側への眺望の確保を意識した建築物の高さに配慮した景観形成を図っていきます。

特に歴史的に重要な史跡が残されている内間・嘉手苺地区等では、建造物周辺の整備及び景観形成に資する住民活動等の支援を積極的に図っていきます。

(2) 集落農地緑地地区

集落農地緑地地区は、昔からの土壌の良さで広がる農用地の区域、斜面緑地を含む緑地全体や都市緑地・運動公園等の地区及び丘陵の山裾に広がり、市街地に乗り込まれず畑地的な風景を残す集落で構成されます。また、農地や集落の縁辺部には団地開発で整備された分譲住宅・公営住宅等が共存している地域でもあります。



呉屋

【方針】

本町の集落はその背後の丘陵と前面の農地と一体となって形成されてきました。そのことが地域の御嶽を中心とした文化・民俗・資源と密接に繋がっています。伝統的な集落形態を多く残す地域では、その構成基盤を保全していくことを基本方針として景観形成を図っていきます。例えば棚原の石畳道等の史跡は「歴史の道」の再生や広場等の整備と連携し、歴史文化を感じられる

景観を誘導します。

また、斜面緑地は、まちの貴重な緑の資源として今後も重要な役割を果たします。緑地には歴史、文化資源を有するグスクや、森（ムイ）が存在し、無秩序な開発からの保全を推進します。町を代表する景観資源である運玉森や幸地のククジムイなどは貴重な緑地として保全します。

さらに池田地区等に代表される農地景観は、台地部と低地部市街地を結ぶ、まとまりのある緑の景観を創りだしているとともに、臨海部の農地は、住宅地と工業地区の緩衝緑地としての機能も果たし、こうした農地がもたらすゆとりとうるおいのある緑の景観は、市街地形成に重要な役割を果たしています。

こうしたことから、本町の特徴的な景観の一つである斜面緑地・農地景観の適切な保全に努めていきます。

今後、建替え需要が多く見込まれる地区内の団地においては、周辺自然環境との調和を図り、良好な居住空間を創出することを目的とし、景観形成を図っていきます。

（3）台地部市街地地区

台地部市街地地区は、主として台地部の県道那覇北中城線や坂田交差点を中心に展開する地区及び琉球大学周辺地区で構成されます。本町の玄関口になる沖縄都市モノレールてだこ浦西駅周辺やサブ核として位置付けられた西原西地区土地区画整理事業地区等が当地区内に含まれます。



沖縄都市モノレールてだこ浦西駅
建設予定地周辺

【方針】

沖縄都市モノレールてだこ浦西駅周辺は、商業機能を中心に本町の西の玄関口としての景観形成を目指し、周辺道路の沿線地区と一体となり台地部市街地地区の中心的な景観形成を目指します。

また、西原西地区土地区画整理事業地区は、後背地の農地や斜面緑地と調和し本町のサブ核として相応しい景観を、上原棚土地区画整理事業地区は、低・中層の住宅を主として琉球大学周辺の緑と調和した「文教ゾーン」に相応しい景観を誘導します。稜線上の琉球大学や医学部付属病院等はランドマークとなっているため、この景観特性が損なわれないように周辺の建物の高さや色彩等について配慮するように誘導します。

県道那覇北中城線以南の既存集落地は、幸地の刻時森をはじめとする周辺の緑地や農地との調和を図り緑豊かな景観を誘導します。さらに、地区内に残る史跡・文化財等の保全・再生とそれらを活用するための活動を積極的に支援し、歴史と文化を感じさせる各地区の特性を活かした景観づくりを目指します。

(4) 工業地区

工業地区は、海岸沿いに埋め立て、海洋に突出したシーバースからの引き込みによる巨大な石油タンクの立地する地区で、石油関連企業や鋼材関連企業、浄水場等の施設が集積しています。工業専用地域と準工業地域及び一部市街化調整区域で構成されます。



工業団地地区

【方針】

小那覇地区の臨海部の工業地区では、居住地との間における緩衝緑地の保全に努めるとともに、道路や敷地内緑化、工場等の適正配置、大規模駐車場・資材ヤード等の遮蔽、建造物・工作物等の色彩の誘導等を通じて、海へ臨む景観との調和を図り、産業のまちとしての顔にふさわしい良好な景観形成を図っていきます。また、住宅地区との緩衝帯となる優良農地の保全を推進します。

(5) 小波津川沿川地区

小波津川沿川地区は、現在整備が進む小波津川を中心とした西側の民有地を含む地区であり、役場を中心に近隣公園と商業地の整備も予定されています。



小波津川

【方針】

今後、小波津川の改修事業にあわせ、自然と調和した、文化的で創造的な新市街地の形成が図られます。親水性の高い水辺空間の創出により、緑豊かなうるおいのある快適な居住、商業が調和した中心核としてふさわしい景観形成を図っていきます。

※小波津川沿川地区は二級河川に指定されている範囲とし、道路境界から 25m もしくは道路がない場合は河川境界から 25m の範囲

(6) レクリエーション地区

レクリエーション地区は、マリンタウン地区の海岸沿いの地区であり、本町では数少ないウォーターフロントの地区です。



臨港線

【方針】

マリンタウン地区の海岸沿いは、近隣の商業業務機能地区と調和したウォーターフロントとしての景観整備を図っていきます。その際、陸側から海へと臨む景観への配慮に努め、建物の適切な配置、高さ等を誘導し、後背地からの眺望を阻害しないよう景観形成を図っていきます。また、ビーチ・公園・緑地等による緑豊かな、憩いの地区としての景観整備を目指します。

4. 景観形成重点地区

(1) 景観形成重点地区の概要

1) 景観形成重点地区とは

景観形成重点地区とは、より優れた景観を保全する必要があると認められた地区、又はより良好な景観を創造していく地区として、景観計画の中で他地域(一般地域)とは別に、景観形成の基準を設け、各地区の特性に応じた景観の保全・形成を図る地区です。

2) 景観形成重点地区の選定基準について

景観形成重点地区の選定基準は下記のとおりです。景観形成には各関係者による継続的な取組が必要となりますが、景観形成重点地区を検討する意義は、西原町内の各地区の現状を踏まえ、より緊急性が高く、実効性と高い効果が求められる地区を先導的・優先的に指定することが求められます。

①本町の骨格景観づくりに関わる地区

- ・ 本町の骨格景観の構成要素となる地形や、幹線道路・河川等の公共工事、面的開発等に関連する地区

②本町全体の景観に大きな変化を及ぼす可能性がある地区

- ・ 本町の景観の特徴を決定づけるような地区で、広範囲にわたって影響を及ぼし、住民等の本町の景観についてのイメージを大きく変える可能性のある地区

③後世に残したい景観資源を有する地域

- ・ 失われつつある拝所やグスク、集落等の歴史文化的景観資源を中心に西原町の原風景を残す地区

④市民活動による自主的な景観保全、形成が図られ、また強く求められている地区

- ・ 地域住民が主体となった景観保全や景観づくりの取組みが見られるなど、良好な景観形成に対する住民意識の高い地区

(2) 景観形成重点地区

1) 小波津川沿川重点地区

当地区は小波津川に沿った国道 329 号から町役場前の交差点までの区画となり、河川整備と南北の町道の整備については、平成 30 年度から平成 35 年度にかけて整備の予定です。現在の河川整備の設計内容と小波津川南線、小波津屋部線の町道の設計について、景観的な視点で、再度検証し、必要箇所を見直すとともに周辺の宅地についても地域の意見を反映した景観的な誘導を行います。



図 3-3 小波津川沿川重点地区 範囲のイメージ

※道路境界より 25mの範囲とする

(3) 景観形成重点地区（候補）

1) 中心核地区

当該地区においては既に町役場・町民ホールや町立図書館が整備され、引き続き近隣公園等が整備される予定です。また、本町の骨格的道路となる県道浦添西原線の整備や小波津川河川整備など、新市街地としての整備が計画されています。そのため、本町の新たな中心となる可能性があるため、景観形成の共通ビジョンをもち、一体的なまちづくりを行うため、景観形成重点地区の候補とします。



図 3-4 中心核地区 範囲のイメージ

※道路境界より 25mの範囲とする

2) 大型 MICE 施設整備地区及び関連施設候補地区

平成 27 年 5 月、沖縄県は大型 MICE 施設の建設を中城湾港マリンタウン地区に決定しました。その後、沖縄県において MICE の計画は、主要施設の検討作業が先行し、引き続き関連民間施設についての検討作業に移行します。沖縄県が整備する大型 MICE 施設は、隣接の与那原東浜側の土地と一体利用する施設となるため、与那原町との十分な調整が必要となります。また、民間の MICE 関連施設の整備候補地区としては下図の地区が想定され、誘致活動と並行し景観形成基準の検討が必要となります。今後、両地区とも本町の海浜部での都市的な景観を形成するため、景観形成重点地区候補に指定し、景観について十分な検討を行います。

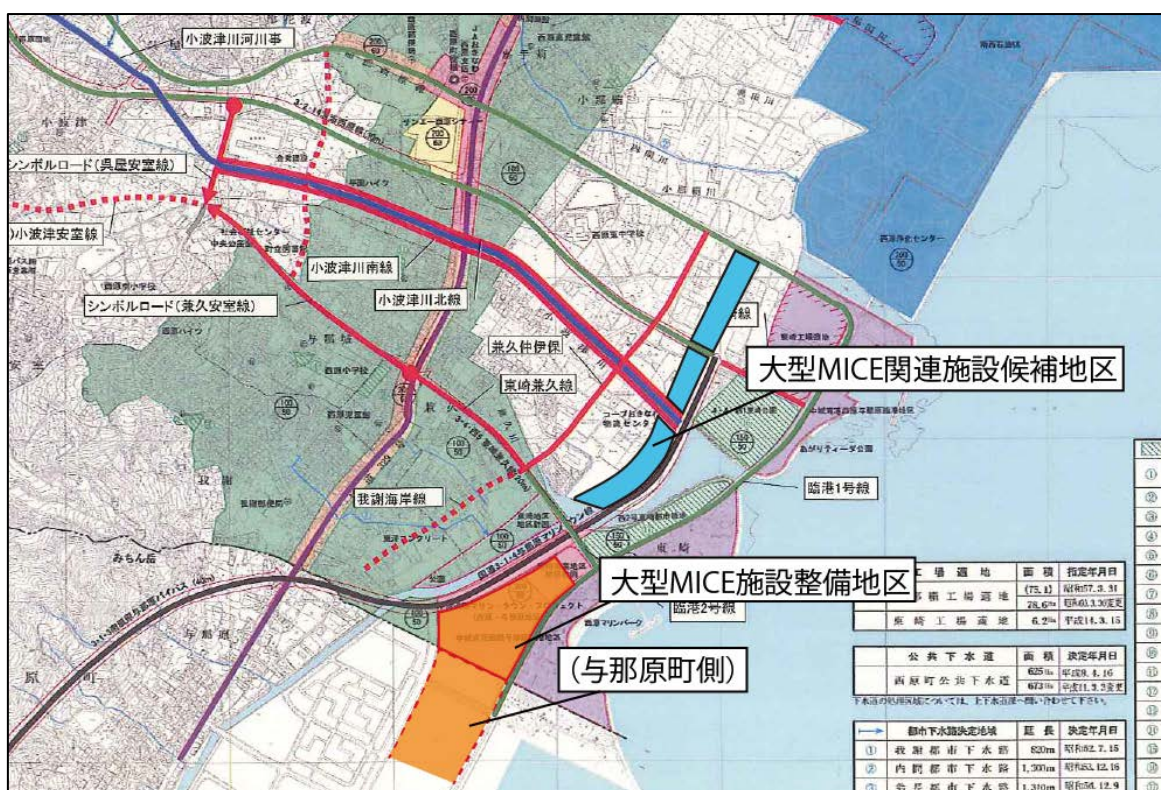


図 3-5 大型 MICE 施設整備地区及び関連施設候補地区

3) 内間御殿周辺地区

「内間御殿」は、のちに第二尚氏王統の始祖・尚円王となった金丸の内間地頭時代の旧宅であり、「内間御殿保存管理計画書(平成25年3月)」では、周辺道路を修景整備し、御殿を一周できる環境を整えることが必要とされています。

内間御殿周辺では、その歴史性から嘉手苺地区と一体となつての景観づくりが望まれます。

また、内間集落は、御殿小を中心とする古い集落であり、町内でも美しい形態を残す集落の一つとなっています。内間集落のカヤブチ御殿と嘉手苺集落の内間御殿との縁は深く、その関連性から、ともに保全・活用を図るため、景観形成重点地区の候補とします。

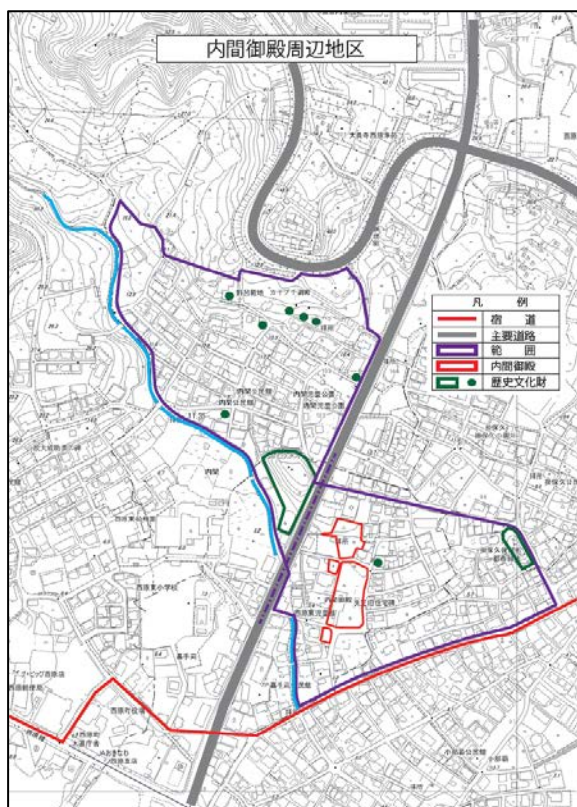


図 3-6 内間御殿周辺地区のエリア案



中道のカヤブチ御殿に至る沿道



拝所から国道に至る既存の緑化風景

4) 幸地グスク周辺地区

幸地グスクと斜面緑地に関連する施設群として、「歴史の道」(宿道)があります。宿道とは、昔の幹線道路にあたり、海側の平坦部と丘陵の尾根を走る道の二つが本町内では確認されています。その中の一本である幸地グスク周辺に位置する尾根を走る道は、緑豊かな斜面緑地の稜線をたどり、そこから魅力的な眺望景観を提供しています。このことから、景観形成重点地区の候補とします。

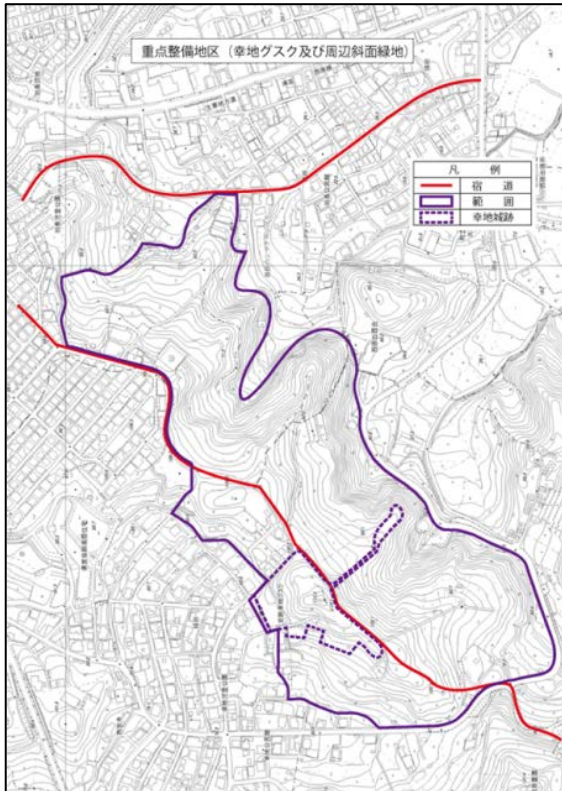


図 3-7

幸地グスク周辺重点地区候補のエリア案



幸地グスクの広場と南洋杉



幸地ビジュアルに至る小径



幸地グスクから海への眺望



西原南小学校から幸地グスクへの眺望

5) 背後丘陵に御嶽・拝所などを有する集落

本町には古くからの集落があり、典型的な沖縄の集落形態を今も有する地域が多くあります。しかし、復帰後の急激な人口移動により変容しつつあります。

嘉手苺、掛保久、小那覇地区はその伝統的な集落形態が失われており、また我謝地区は市街地に埋没している様相をしめしています。

こうしたことから、背後に丘陵があり、拝所、御嶽が残されている旧来の形態を保持する集落を景観形成重点地区の候補として景観保全の観点から整備していく必要があります。



- :「琉球国高究帳」(1624～1643)に存在した集落
- :町村制施行前(～1907)の集落
- その他:浦添市、中城村に編制

図 3-8 御嶽・拝所の位置図

①代表的な伝統的集落の形態を残す例：小波津集落

小波津集落は集落の背後丘陵に該当する西半分が分譲の戸建て住宅団地となっており、御嶽の所在する丘陵は守られ、前面の畑地も耕作され伝統的集落形態を残す集落の一つとなっています。集落の畑地の端点と思われる地域から近望すると、約 13m以上の建造物が立地すると、集落全体の景観が損なわれます。なお、隣接する分譲住宅団地も初期の二戸連棟型の意欲的な建物景観であった様子がしのばれ、緑化などの工夫で既存集落との一体感を図ることができます。



小波津集落・全景

②代表的な伝統的集落の形態を残す例：桃原集落

桃原集落は、^{イヌモ}上ヌ毛を^{クサティムイ}腰当森に昔の集落の様相を示す集落です。集落の始まりである古島には、今上天皇のご生誕を記念して植えられたクワディーサー（ももたまな）がりっぱな樹形をみせています。かつて守り神である獅子を集落間の争いのため地中に埋めたといわれていますが、現在では掘り起こされ、そろって昔の姿を見せています。集落では^{ハチウガン}初御願や^{ジュウグキ}ヒーマヌグエン、十五夜など主要な御願行事は今なお執り行われています。

当集落は全体が市街化調整区域内であるため、今後も開発による集落景観への影響は小さい地域と考えられます。しかしながら過度の集合住宅の増加等は集落としての形態を損ねる可能性があり、対策・検討が必要です。

③代表的な伝統的集落の形態を残す例：呉屋集落

呉屋集落は、呉屋モ一の拝所周辺が元々の集落の始まりとされていますが、沖縄キリスト教学院大学・短期大学の辺りからも昔の遺跡が発見され、町内でも古い歴史を持つ集落だという説もあります。桃原集落との歴史的な謂れが深く、集落内に残る石獅子はヒーゲーシ（火事除け）として運玉森に向けられています。

当集落も桃原集落と同様に集落全体が市街化調整区域内で、また集落の中心にある呉屋モ一等の拝所は字所有地となっており、今後も開発による集落景観への影響は小さい地域と考えられます。しかし、呉屋モ一内に設けられた遊歩道に個人墓が造られており、景観を損ね始めています。また、集落内の眺望点として呉屋モ一があげられますが、今後、県道38号線沿いに集合住宅等の中高層の建物が建設される際には、呉屋モ一から運玉森への眺めが確保できる程度の高さ規制が求められます。

④共通の課題

沖縄における伝統的な集落は下図に示すような構造です。

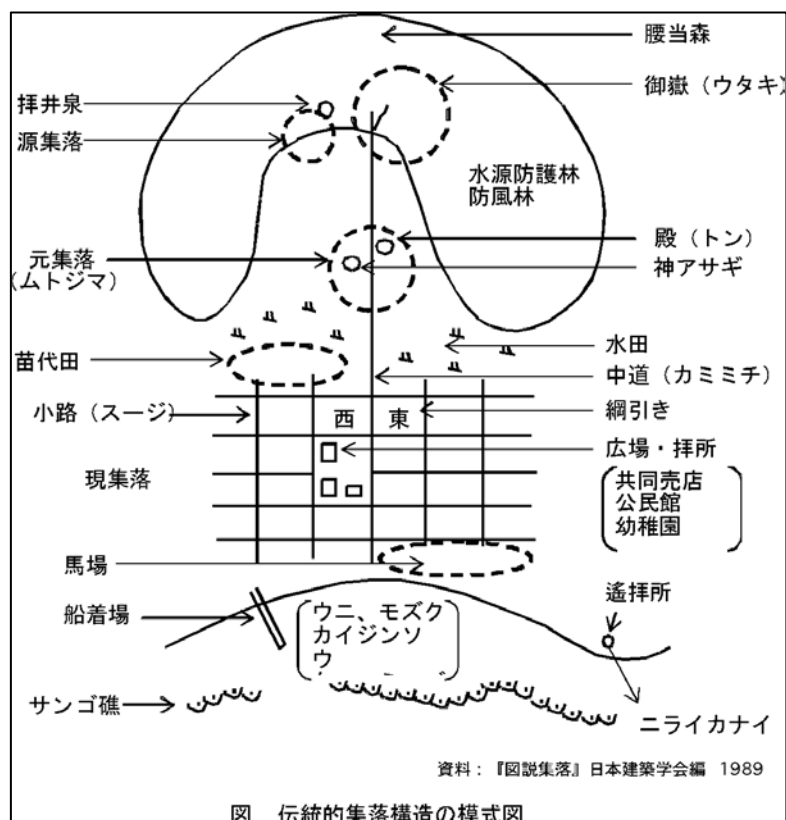


図 伝統的集落構造の模式図

出展：「図解集落」日本建築学会編 1989

各集落のヒアリング及び視察で感じられた課題は次の点です。

ア) 集落内の歴史的な空間について

伝統的な集落の重要な空間や施設としての御獄^{ウタキ}や殿^{トクン}、拝所、アシビナー、毛^モ、石獅子などが開発等により移設されている集落や保存はされているが周辺の整備が十分でないような集落が多く存在しています。

イ) 建造物や樹木について

住民の半数が亡くなったといわれる沖縄戦により、ほとんどの建造物や樹木も消失し、現集落にある建造物や樹木はほとんどが戦後に建てられ、植樹されたものです。

ウ) 歴史的な行事について

各集落では綱曳きや獅子舞、初御願^{ハチウガン}や十五夜^{ジュウゴヤ}などが、多くの集落で継続され、村遊び^{ムラアソビ}のように復活した行事もあります。しかし、一部の行事については行われていないものもあります。

エ) 課題の整理

1. 人口増加と減少

市街化区域内の集落や隣接する集落は、人口の増加とともに住宅や共同住宅等の需要が高まり、反対に市街化調整区域内の集落は人口減少若しくは高齢化により新しい住民を期待する声があります。そのため、住宅や共同住宅の建設により集落の形態が大きく変化する可能性があります。

2. 道路整備

市街化の進展や地域の利便性向上のため、各地区で道路整備が進みつつあります。このような道路整備は、利便性は増すものの一方では伝統的な集落の形態を大きく変える可能性があります。

3. 農地と緑地の保全

農地と緑地については、農業振興地域の整備に関する法律や森林法など、各適応する法律で保全できる部分と他の措置が必要な部分があります。いずれも伝統的な集落の形態を維持するためには必要な要素であるため、保全の具体的な方法について検討する必要があります。

⑤景観形成重点地区の指定

景観関係の条例による伝統的な集落を景観形成重点地区に指定するためには地域合意が原則となります。そのためには、次のような手順で合意形成を図る必要があります。

ア) 各集落の住民に現在まで残っている各集落の景観的な特徴を認識し理解してもらう。

イ) 集落の形態について話し合いの場を設け、地域としての意見をまとめ将来イメージを共有してもらう。

ウ) 綱曳きや獅子舞、村遊び^{ムラアソビ}など歴史的な行事の継承や復活について話し合いの場を設け、他集落との連携を含め可能性を検討する。

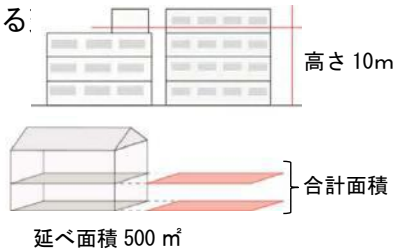
エ) 景観条例（制定予定）による景観形成重点地区として地域が受け入れ可能な制限について話し合いの場を設ける。

第4章 行為の制限に関する事項

1. 行為の届出対象範囲と流れ

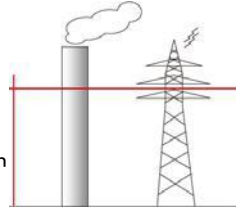
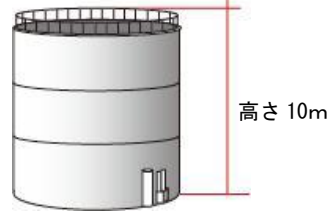
(1) 届出の対象となる行為及び規模

1) 建築物

対象となる行為	対象となる規模
・新築、増築、改築若しくは移転	○高さ(※1)が10mを超える建築物、もしくは延べ面積が500㎡を超える建築物 
・外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	○上記の規模のうち外観の変更に関わる部分の合計が10㎡以上のもの


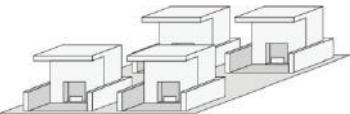
(※1) 平均地盤面から建築基準法による高さ

2) 工作物

対象となる行為	対象となる種類と規模
・新築、増築、改築若しくは移転	○煙突、鉄塔などの以下に示す行為のうち、高さ(※1)10m以上、または築造面積(※2)500㎡以上のもの  <ul style="list-style-type: none"> ・電波塔、物見塔、装飾塔類 ・煙突、排気塔類 ・高架水槽、冷却塔類 ・鉄筋コンクリート造の柱、金属製の柱、合成樹脂製の柱、アンテナ類 ・観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンド類 ・アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラント類 ・石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、または処理する施設類 ・自動車庫の用に供する立体的な収納施設類 ・汚水処理施設、ごみ処理施設、汚物処理施設、排水処理施設類 ・電気供給または有線電気通信のための電線路または空中線類（支持物を含む）で、高さ20m以上のもの
	○製造施設等 高さ(※1)10mを超えるもの、又は築造面積500㎡(※2)以上のもの 


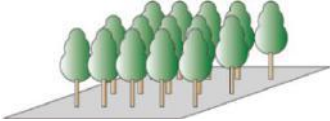

(※1) 平均地盤面から建築基準法による高さ

(※2) 築造面積とは工作物の水平投影面積による。ただし、国土交通大臣が別に算定方法を定めた工作物についてはその算定方法による。

対象となる行為	対象となる種類と規模
	<p>○太陽光パネル</p> <p>太陽光パネルで、パネルの築造面積(※2)の合計が 300 m²以上のも 但し建物の屋上に設置する場合は 500 m²以上とする</p> 
	<p>○垣・柵・塀等</p> <p>擁壁、垣（生け垣を除く）、柵、塀その他これらに類するもの で、高さが3mを超えるもの</p>
	<p>○墓地等</p> <p>墓地等で敷地面積 100 m²以上のものとし、連担する墓地につ いては、新たに設置される墓地が既存墓地と合計して 100 m² 以上の場合も対象とする</p> 
<p>・外観を変更することとなる 修繕若しくは模様替又は色彩の 変更</p>	<p>○上記の規模のうち外観の変更に関わる部分の合計が 10 m²以上のも</p>

(※2) 築造面積とは工作物の水平投影面積による。ただし、国土交通大臣が別に算定方法を定めた工作物についてはその算定方法による。

3) 開発行為及びその他の行為

対象となる行為	対象となる規模
<p>開発行為</p>	
<p>土地の開墾、 土石の採取、 鉱物の掘採、 その他の土地の形質の変更 等</p>	<p>○面積 500 m²以上、又は切土、盛土によって生ずる擁壁の高 さが2m以上のもの</p>  <p>500 m²以上</p>
<p>木竹の植栽、伐採</p>	<p>○植栽、伐採面積が 500 m²以上のもの</p>  <p>500 m²以上</p>
<p>屋外における土石、廃棄物、 再生資源等その他物件の堆 積</p>	<p>○堆積の高さが 3m以上又は行為にかかる土地の面積が 500 m²以上のもので、かつ堆積期間が 60 日以上のもの</p>  <p>m²以上</p>
<p>水面の埋立て、干拓等</p>	<p>○規模に関わらず全ての埋立て・干拓等</p>

4) 小波津川沿川重点地区

対象となる行為	対象となる規模
・新築、増築、改築若しくは移転	○重点地区の範囲内における建築確認申請が必要となる建築物
・外観を変更することとなる色彩の変更	○重点地区の範囲内における全ての建築物のうち外観の色の変更に関わる部分の合計が10㎡以上のもの

(2) 行為の届出の流れ

行為の届出は以下の流れで行います。

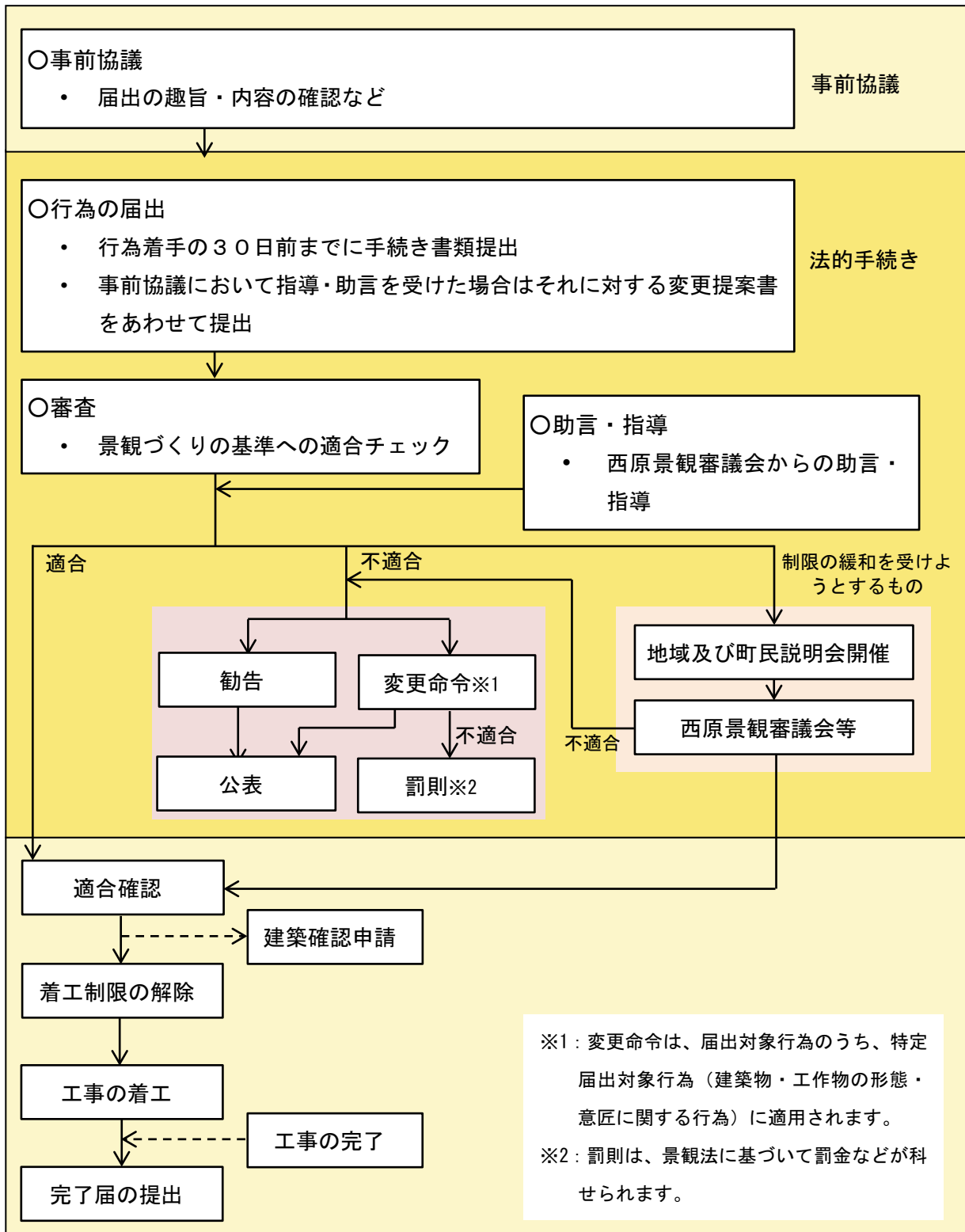


図 4-1 行為の届出の流れ

(3) 公共施設整備におけるフロー

公共施設整備におけるフローは次の内容を基本とします。

- ・ 事業主体が町、県、国のいずれであっても調整可能な段階で事前協議を開始し、協議書を提出するものとします。
- ・ 景観形成重点地区に含まれる公共施設については、より確実な事前協議が行われるように管理者に要請を行っていきます。

公共施設整備を実施する際には西原町景観計画に示される「良好な景観形成に関する方針」並びに「行為の制限に関する事項」、さらに沖縄県が定める「沖縄県土木施設景観形成技術指針(案)」、「沖縄県公共建築物景観形成マニュアル」に基づいて計画・設計するものとします。

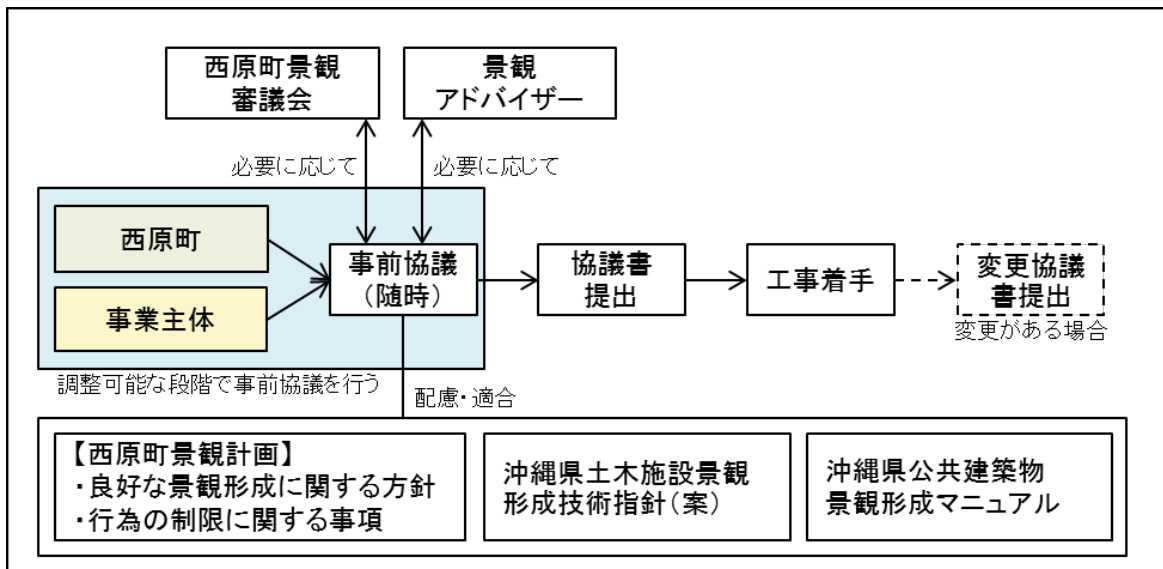


図 4-2 公共施設整備におけるフロー

2. 景観形成基準

(1) 各地区の区分図

前章のエリア別方針に基づき、地区別基準を定めます。なお、小波津川沿川地区は二級河川に指定されている範囲とし、小波津川沿道の道路境界から25m、もしくは道路がない場合は河川境界から25mの範囲とします。また、小波津川沿川重点地区は道路境界から25mの範囲とします。

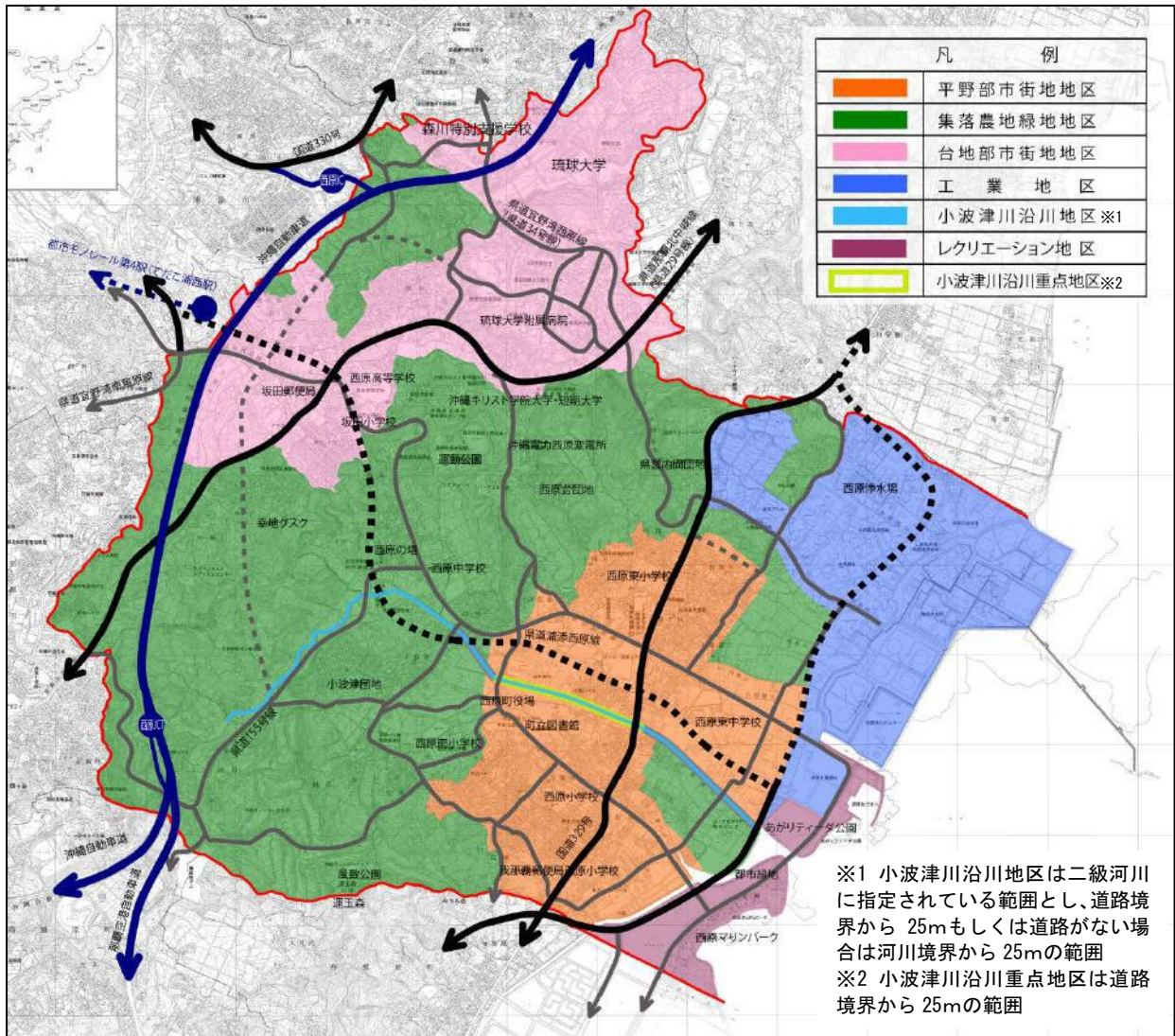


図 4-3 各地区の区分図

(2) 建築物・工作物等に関する基準

● 景観基準一覧 (高さ及び配置)

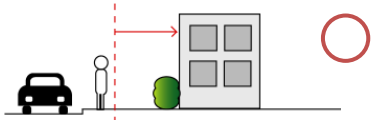
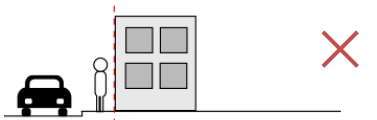
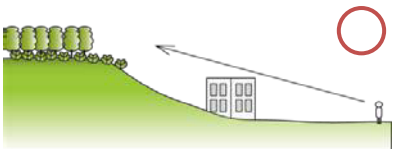
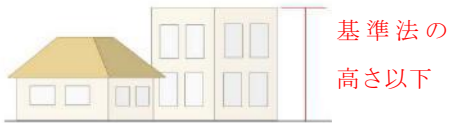
	景観基準	地区別景観基準(※1)						
		平野部市街地地区	台地部市街地地区	集落農地緑地地区	工業地区	小波津川沿川地区(※2)		レクリエーション地区
						①	②	
高さ及び配置	・市街化区域の高さは建築基準法の規定によること。	○	○		○	○	○	
	・市街化調整区域は、12m以下とする。(建築付属施設を含む)	○	○	○	○	○		
	・敷地がまとまりのある農地、緑地、集落、文化財、地域のシンボル等の景観資源に近接する場合は、その保全に配慮した高さ及び配置とすること。	○	○	○		○		
	・建築物の規模・配置については、良好な眺望が望める地点からの景観を阻害しないよう配慮すること。特に主要な視点場(※3)から運玉森等の本町のシンボリック景観が望める眺望を阻害しないこと。	○	○	○		○	○	
	・道路、公園等の公共の場所に接する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせない高さ及び配置とすること。	○	○	○		○	○	
	・緑の骨格軸となる稜線を乱さないよう、高さ・配置に配慮すること。		○	○				
	・太陽光パネルは、敷地に面している道路から見えにくい位置に設置し、道路に面する部分は植栽を行い、道路等からの遮へいを行う。また反射の方向に配慮すること。	○	○	○		○	○	
	・墓地等は、できる限り道路・公園等の公共の場所から容易に見通せない位置に配置すること。やむを得ず見通せる場所に建設する場合は、形態・意匠の工夫や敷地内緑化等により周辺景観との調和に配慮すること。		○	○	○	○		
	・市街化調整区域内の建築物の高さについては、公益上必要なものや主要幹線沿いで周辺景観の調和を乱さないもの、または町長が認めるものに限り制限の緩和を受けることができる。	○	○	○	○	○		

※1 複数の敷地にまたがる場合、敷地の過半が含まれる基準を適用し、数値による基準は加重平均とする。

※2 平野部市街地地区に隣接する地区は①、集落農地緑地地区に隣接する地区は②とする。

※3 主要な視点場とは、歴史的な場所も含み多くの町民等が認識する場所とする。

●高さ及び配置



- 市街化区域の高さは建築基準法の規定によること。

- 市街化調整区域は、12m以下とする。(建築付属施設を含む)

- 敷地がまとまりのある農地、緑地、集落、文化財、地域のシンボル等の景観資源に近接する場合は、その保全に配慮した高さ及び配置とすること。

- 建築物の規模・配置については、良好な眺望が望める地点からの景観を阻害しないよう配慮すること。特に主要な視点場から運玉森等の本町のシンボリック景観が望める眺望は阻害しないこと。

- 道路、公園等の公共の場所に接する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせない高さ及び配置とすること。

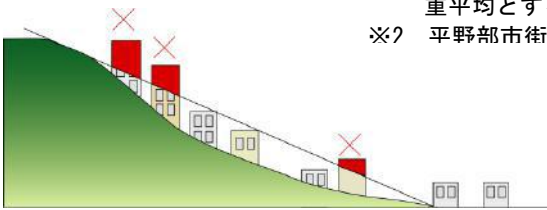
- 緑の骨格軸となる稜線を乱さないよう、高さ・配置に配慮すること。

●景観基準一覧（建築物等の形態 又は意匠・素材、色彩）

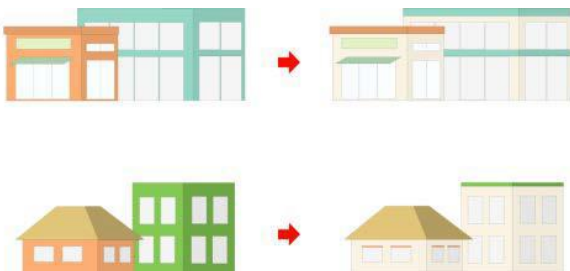
	景観基準	地区別景観基準(※1)						
		平野部市街地地区	台地部市街地地区	集落農地緑地地区	工業地区	小波津川沿川地区(※2)		レクリエーション地区
						①	②	
建築物等の形態 又は意匠・素材	・できる限り、木材、石材などの周辺の景観との調和に配慮した自然素材を使用すること。	○	○	○		○		
	・建築物の意匠・形態については、良好な眺望が望める地点からの景観を阻害しないよう配慮すること。	○	○	○		○	○	
	・敷地がまとまりのある農地、緑地、集落、文化財、地域のシンボル等の景観資源に近接する場合は、景観資源に配慮した形態や色彩、意匠を工夫すること。	○	○	○		○		
	・緑の骨格軸となる稜線や斜面地の傾斜になじませるよう、形態・意匠に配慮すること。		○	○				
色彩	・外壁面の色彩については、原色系の派手な色は使用せず、落ち着いた色彩(明度8以上、彩度2以下)とすること。	○	○	○	○	○	○	
	・外壁面の色彩について、派手な色(彩度10以上)を用いる場合、その使用面積は、市街化調整区域及び市街化区域の住宅系用途地域の場合は、見付面積の5%以内とし、その他の地域の場合は10%以内とする。	○	○	○	○	○	○	

※1 複数の敷地にまたがる場合、敷地の過半が含まれる基準を適用し、数値による基準は加重平均とする。

※2 平野部市街地地区に隣接する地区は①、集落農地緑地地区に隣接する地区は②とする。



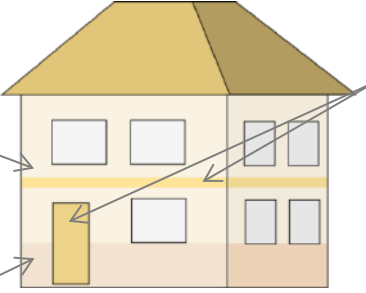
- ・ 緑の骨格軸となる稜線や斜面地の傾斜になじませるよう、形態・意匠に配慮すること。



- ・ 外壁面の色彩について、派手な色(彩度10以上)を用いる場合、その使用面積は、市街化調整区域及び市街化区域の住宅系用途地域の場合は、見付面積の5%以内とし、その他の地域の場合は10%以内とする。

■基調色（外壁）
 ・明度8以上、彩度2以下
 （淡い、自然光に映える色）

■補助色
 基調色を補う色彩とし、落ち着いた色とすること。また、補助色は低層階に使用し、各壁面の割合15%とす

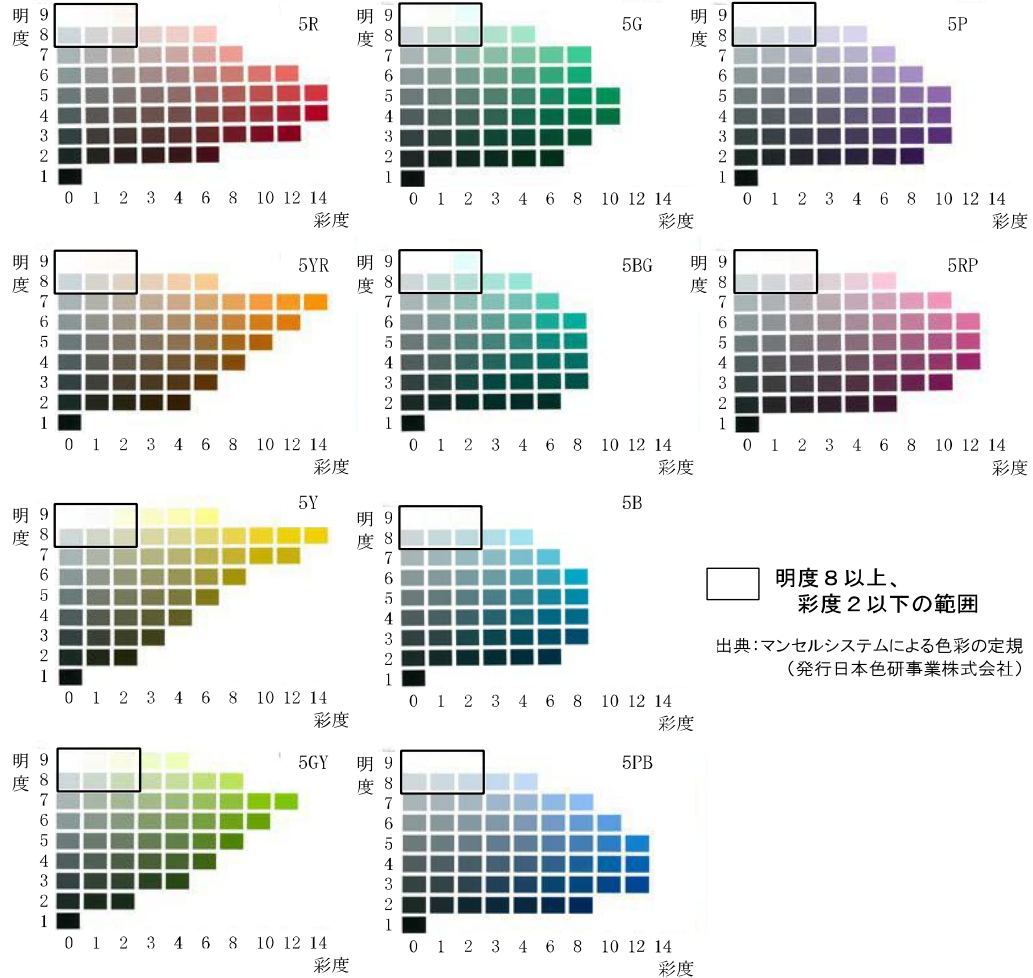


■アクセント色
 ・デザインのアクセントとするために、原色などの基調色の基準を超えた高明度・高彩度について商業地は各壁面の10%まで、その他は各壁面の5%まで使用可能

●基調色（外壁）

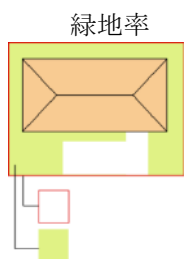
・明度8以上、彩度2以下
 （淡い、太陽に映える色）

【マンセル・カラー・システムに基づく基調色の色彩基準の範囲】



●景観基準一覧（敷地の緑化、その他）

景観基準	地区別景観基準(※1)						
	平野部市街地地区	台地部市街地地区	集落農地緑地地区	工業地区	小波津川沿川地区(※2)		レクリエーション地区
					①	②	
・敷地面積で、次の挙げる数値以上の緑地率(緑被率)とすること。	10%	10%	20%	20%	15%	20%	20%
・敷地が小規模など効果的な緑化が難しい敷地については、上記数値を緩和し、できる限り屋上等の緑化に努めること。	○	○	○	○	○		○
・植栽にあたっては沿道側を重点に中高木・花等の緑化に努めること。また、できる限り周辺の樹木と調和する樹種を選定、配置や構成を工夫すること。	○	○	○	○	○		○
・敷地に優れた樹木がある場合は、できる限り保存、修景に努めること。	○	○	○		○		
・海や河川沿いにおいては、自然とうるおいを感じられる水辺景観をまもり・つくるため、できる限り水辺に面する部分の緑化に努めること。	○		○		○		○
・重要な道路(71 ページ 別表)に面する場合は、美しく特徴的な沿道景観とするための緑化、花の植栽等に努めること。	○	○	○	○	○		○
その他							
・貯水タンク、室外機等の建築設備は、道路等の公共空間から直接見えないよう、遮蔽や配置の工夫を行うこと。	○	○	○		○		○
・敷地の外溝(垣、塀等)では、自然素材の活用や緑化等により修景を行うこと。	○	○	○		○		

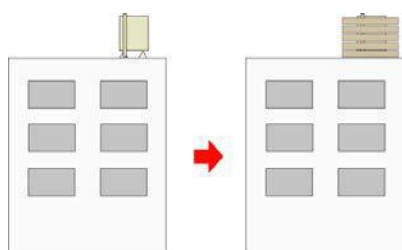


※1 複数の敷地にまたがる場合、敷地の過半が含まれる基準を適用し、数値による基準は加重平均とする。

※2 平野部市街地地区に隣接する地区は①、集落農地緑地地区に隣接する地区は②とする。

緑地率=(B)/(A)

- ・敷地面積で、次の挙げる数値以上の緑地率とすること。



- ・貯水タンク、室外機等の建築設備は、道路等の公共空間から直接見えないよう、遮蔽や配置の工夫を行うこと。

(3) 開発及びその他の行為に関する基準

●景観基準一覧（開発行為に関する基準）

		景観基準	地区別景観基準(※1)						
			平野部市街地地区	台地部市街地地区	集落農地緑地地区	工業地区	小波津川沿川地区(※2)		レクリエーション地区
							①	②	
開発行為に関する基準	眺望	・主要な視点場から運玉森等の本町のシンボリック景観が望める眺望は確保すること。	○	○	○		○	○	
	壁面のり面	・斜面緑地における開発行為は避けること。		○	○		○		
		・できる限り現況地形を活かし、長大な法面・擁壁が生じないようにすること。法面、擁壁が発生する場合は、自然素材の活用や緑化等により修景を行うこと。	○	○	○	○	○		
	緑化	・原則、緑地率を次の数値以上確保すること。(※3)	10%	10%	20%	20%	15%	20%	20%
		・緑化にあたっては、道路に面する側を重点化すること。	○	○	○	○	○	○	○
		・重要な道路(下記 別表)に面する場合は、美しく特徴的な沿道景観とするための緑化、花の植栽等に努めること。	○	○	○	○	○	○	○
		・墓地等の建設などによる土地の形質の変更後は、原則として対象範囲の30%以上の緑地を設け、主に外周部に樹木等による緑化修景を行うこと。		○	○	○		○	

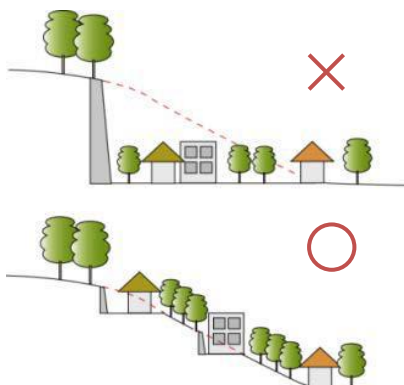
※1 複数の敷地にまたがる場合、敷地の過半が含まれる基準を適用し、数値による基準は加重平均とする。

※2 平野部市街地地区に隣接する地区は①、集落農地緑地地区に隣接する地区は②とする。

※3 敷地が異なる複数の地区に含まれる場合、基準の数値は加重平均とする。

別表

	道路名称
町道	小波津川北線
町道	小波津川南線
町道	小波津・屋部線



- ・できる限り現況地形を活かし、長大な法面・擁壁が生じないようにすること。法面、擁壁が発生する場合は、自然素材の活用や緑化等により修景を行うこと。

●景観基準一覧（土地の造成その他一団の土地の形質の変更に関する基準）

		景観基準	地区別景観基準(※1)						
			平野部市街地地区	台地部市街地地区	集落農地緑地地区	工業地区	小波津川沿川地区(※2)		レクリエーション地区
							①	②	
土地の造成その他一団の土地の形質の変更に関する基準	眺望	・主要な視点場から運玉森等の本町のシンポル的景観が望める眺望は確保すること。	○	○	○		○		○
	変更後の形状	・できる限り現状地形を活かし、長大な法面・擁壁が生じないようにすること。法面・擁壁が生じる場合は、自然素材の活用や緑化等により修景を行うこと。	○	○	○	○	○		
		・原則、緑地率を次の数値以上確保すること。(※3)	10%	10%	20%	20%	15%	20%	20%
	緑化	・緑化にあたっては、道路に面する側を重点化すること。	○	○	○	○	○		○
		・重要な道路(70 ページ 別表)に面する場合は、美しく特徴的な沿道景観とするための緑化、花の植栽等に努めること。	○	○	○	○	○		○
		・墓地等の建設などによる土地の形質の変更後は、原則として対象範囲の30%以上の緑地を設け、主に外周部に樹木等による緑化修景を行うこと。		○	○	○	○		

※1 複数の敷地にまたがる場合、敷地の過半が含まれる基準を適用し、数値による基準は加重平均とする。

※2 平野部市街地地区に隣接する地区は①、集落農地緑地地区に隣接する地区は②とする。

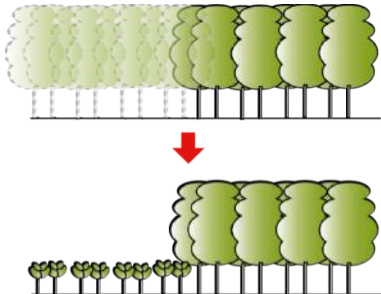
※3 敷地が異なる複数の地区に含まれる場合、基準の数値は加重平均とする。

●景観基準一覧（木竹の植林又は伐採に関する基準）

景観基準		地区別景観基準(※1)						
		平野部 市街地 地区	台地部 市街地 地区	集落農 地緑地 地区	工業地 区	小波津川沿川 地区(※2)		レクリエ ーション 地区
						①	②	
木竹の 植林 又は 伐採	緑化	・伐採は、最小限にとどめること。伐採後は、 できる限り植林などの代替措置を講じ、緑 の回復に努めること。	○	○	○		○	
		・敷地内に植栽をする場合は、地域の植生等 と調和する種類を選ぶこと。	○	○	○		○	○
		・敷地内に地域にとって重要な動植物の生息 環境がある場合や地域の景観を特徴付け る樹木等がある場合は、それらをできる限り 自然のままの状態に残すこと。	○	○	○		○	

※1 複数の敷地にまたがる場合、敷地の過半が含まれる基準を適用し、数値による基準は加重平均とする。

※2 平野部市街地地区に隣接する地区は①、集落農地緑地地区に隣接する地区は②とする。



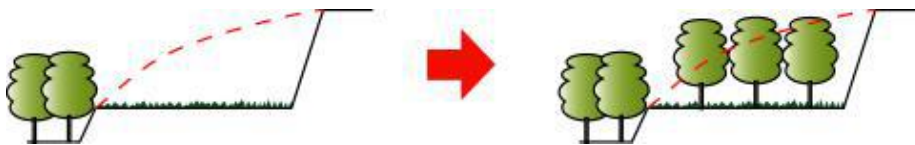
- ・伐採は、最小限にとどめること。伐採後は、
できる限り植林などの代替措置を講じ、緑の
回復に努めること。

●景観基準一覧（土石、砂類の採取、鉱物の掘採に関する基準）

		景観基準	地区別景観基準(※1)						
			平野部市街地地区	台地部市街地地区	集落農地緑地地区	工業地区	小波津川沿川地区(※2)		レクリエーション地区
							①	②	
土石、砂類の採取、 鉱物の掘採に関する基準	遮へい	・道路等の公共空間から直接見えないよう、塀や植栽等により遮蔽を行うこと。	○	○	○	○	○		
	事後の措置	・土石採取等により露出する地肌は、行為が終了したところから、周辺の植生に配慮して緑化を行うこと。	○	○	○	○	○		
		・土石の採取、鉱物の掘採は整然と行うこと。	○	○	○	○	○		

※1 複数の敷地にまたがる場合、敷地の過半が含まれる基準を適用し、数値による基準は加重平均とする。

※2 平野部市街地地区に隣接する地区は①、集落農地緑地地区に隣接する地区は②とする



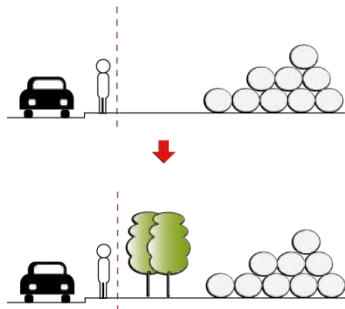
- ・土石採取等により露出する地肌は、行為が終了したところから、周辺の植生に配慮して緑化を行うこと。

●景観基準一覧（屋外における物件の集積又は貯蔵に関する基準）

	景観基準	地区別景観基準(※1)						
		平野部 市街地 地区	台地部 市街地 地区	集落農 地緑地 地区	工業地 区	小波津川沿川 地区(※2)		レクリエ ーション 地区
						①	②	
屋外 における 物件の 集積又 は貯蔵 に関する 基準	集積又は貯蔵の方法	・できる限り道路、公園等の公共の場所から目立ちにくい位置及び規模とすること。	○	○	○	○	○	○
	遮へい	・積み上げに際しては、高さをできるだけ低くするとともに、整然とした集積又は貯蔵とすること。	○	○	○	○	○	○
		・できる限り道路、公園等の公共の場所から見えないう、周辺の景観との調和に配慮した植栽又はデザインに配慮した塀等で遮へいすること。	○	○	○	○	○	○

※1 複数の敷地にまたがる場合、敷地の過半が含まれる基準を適用し、数値による基準は加重平均とする。

※2 平野部市街地地区に隣接する地区は①、集落農地緑地地区に隣接する地区は②とする。



- ・できる限り道路、公園等の公共の場所から見えないう、周辺の景観との調和に配慮した植栽又はデザインに配慮した塀等で遮へいすること。

●景観基準一覧（水面の埋め立て、干拓等に関する基準）

	景観基準	地区別景観基準(※1)						
		平野部市街地地区	台地部市街地地区	集落農地緑地地区	工業地区	小波津川沿川地区(※2)		レクリエーション地区
						①	②	
水面の埋め立て、干拓等	・擁壁・法面又は垣・柵を設ける場合は、自然素材の活用等により周辺の水辺景観との調和に配慮すること。				○	○	○	
	・できる限り従前の地形や砂浜、岩など、海・河川景観を構成する自然環境を残すこと。				○	○	○	
	・敷地内に地域にとって重要な動植物の生息環境がある場合は、できる限り自然のままの状態を残すこと。				○	○	○	
	・海や河川沿いにおいては、自然とうるおいを感じられる水辺景観をまもり・つくるため、できる限り水辺に面する部分の緑化に努めること。				○	○	○	

※1 複数の敷地にまたがる場合、敷地の過半が含まれる基準を適用し、数値による基準は加重平均とする。

※2 平野部市街地地区に隣接する地区は①、集落農地緑地地区に隣接する地区は②とする。



- ・ できる限り従前の地形や砂浜、岩など、海・河川景観を構成する自然環境を残すこと



- ・ 海や河川沿いにおいては、自然とうるおいを感じられる水辺景観をまもり・つくるため、できる限り水辺に面する部分の緑化に努めること

(4) 小波津川沿川重点地区に関する基準

●景観基準一覧

		景観基準
建築物等	壁面の位置	・建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、道路境界線から 1.0m以上後退した位置とすること。
	壁面の色彩	・外壁面の基調色は、マンセルカラーシステムにおける 5R～5Y で明度 8 以上、彩度 2 以下とすること。
	垣または柵	・道路境界部に垣または柵を設ける場合は、コンクリート基礎等の腰壁の高さは 60cm 以下とし、その上部にフェンスを用いる場合は可視可能な構造とすること。また、垣・柵の上部から見えるように敷地内に植栽を設けること。

※小波津川沿川重点地区に一部または全部が含まれる敷地においては当該基準を適用する。

●屋外広告物 誘導指針

【誘導指針】

- ① 地域特性に配慮し、周辺の景観を阻害しないよう、広告物の面積、高さ、数量は最小限にとどめること。
- ② 調和を乱す屋上広告物は、表示又は設置しないよう努めること。
- ③ 原色や蛍光色などの派手な色彩の使用は避けること。
- ④ 1 つの敷地に対し数多くの屋外広告物が乱雑に設置されることや一体的で大規模に見えるような設置は避けること。

※「屋外広告物」とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立て看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。(屋外広告物法 第二条 第一項)

第5章 良好な景観形成に関するその他方針

1. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

西原町らしい良好な景観づくりを推進するには、地域に残っている魅力ある景観資源を積極的に活用することが重要です。なかでも、地域のシンボルとなるような歴史的な建造物や町民から親しまれている建造物・樹木等を維持・保全し、活用していくことは、町民の景観に対する意識啓発を促します。

景観重要建造物及び景観重要樹木は景観行政団体の長が指定し、所有者等には適切な管理が義務付けされます。現状の変更に関しては景観行政団体の長の許可が必要になり、景観行政団体及び景観整備機構と所有者が締結する管理協定により景観を維持します。

本町においては、次に示す項目に該当する建造物・樹木について、所有者の意見を聴き合意を得た上で景観重要建造物及び景観重要樹木に指定します。

- ・歴史的、文化的価値を持つ建造物・樹木
- ・周辺地域の良好な景観を特徴づけている建造物・樹木
- ・町民に親しまれ、地域の景観形成に取り組む上で重要となる建造物・樹木

本町における景観重要建造物又は景観重要樹木のイメージは次のようなものです。



棚原のアカギ



内間御殿のフクギ



内間御殿のサワフジ



幸地のガジュマル

2. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲示する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

本町では、国道 329 号をはじめ幹線道路沿線における屋外広告物の乱立が景観の阻害要素となっています。また、新たに整備が進む小波津川沿川の地域を新たな西原町の顔とするためには、屋外広告物の規制誘導が必要であり、これらの地区を含め、その表示又は掲示物件の設置に関する行為の制限を検討します。屋外広告物表示等にあたっては、「沖縄県屋外広告物条例」に基づき、地域の景観との調和が図れるよう誘導していきます。また、景観形成重点地区の指定など、地域特性に応じた誘導指針の策定等、きめ細やかなルールづくりを検討します。



国道 329 号



国道 329 号の屋外広告物

3. 景観重要公共施設の指定に関する事項

良好な景観づくりを推進するためには、行政が先導的役割を果たすことが必要となります。そのため、景観形成上、特に重要な公共施設(道路・公園・河川等)について、関係行政機関・管理者と協議の上、景観重要公共施設に指定して景観整備を進めます。

(1) 景観重要公共施設

- ・小波津川南線および小波津屋部線（下記の赤点線の範囲内）



景観重要公共施設の景観上必要な整備に関する事項

1) 小波津川南線及び小波津屋部線

【道路】

- ・小波津川沿川地区の主要な事項として河川空間と一体となった安全で快適な道路とする。
- ・車道部は地域住民の安全性と快適性のため車両の走行速度を抑制する設計とする。
- ・歩行者用 路側帯は地域住民の通行を承ける緩衝帯であり安全性と快適性を確保する。
- ・自転車歩行者道は、河川沿いの快適で安全な遊歩道とする。

【橋梁】

- ・橋詰広場を設置し、河川風景の眺望や安全・安心を見守れる拠点とする。
- ・外部からの見え方や、歩行者からの見え方に配慮し、橋梁ごとに、上・下部工や親柱や高欄、舗装等の個性ある景観デザイン検討を行う。

(2) 景観重要公共施設指定候補

1) 道路	
①国道	329号・329号与那原バイパス・(仮称)329号西原バイパス
②県道	38号線・浦添西原線・155号線・29号線・那覇北中城線・宜野湾西原線
③町道	棚原東線・上原棚原線・翁長線・翁長徳佐田線・上原千原線・上原中央線・小那覇1号線・内間小那覇線・シンボルロード(呉屋安室線)・シンボルロード(兼久安室線)・(仮称)小波津安室線・小波津川北線・兼久仲伊保線・東崎兼久線・我謝海岸線・東崎線・(仮称)与那城小橋川線



シンボルロード
(兼久安室線・呉屋安室線)



県道那覇北中城線



県道浦添西原線



国道329号与那原バイパス



国道329号



臨港道路



小波津川整備事業

4. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

本町における農地は、^{くさび}楔状の斜面緑地や既存の集落と一体となり、沖縄の伝統的な集落景観を形成しています。一方、多くの農地が平野部にあり国道329号側から進む市街化により失われつつあります。このような状況で、良好な景観を形成する農地については、景観と調和のとれた良好な営農環境を確保するため、隣接する市街化区域の土地利用規制を緩和するなど宅地と農地の共存を図る施策を検討します。また必要に応じて「景観農業振興地域整備計画」の策定を検討します。



小那覇農地



小波津農地

5. 地域防災計画との整合に関する事項

本町の景観づくりについては、地域防災計画にある内容と整合を図る必要があります。特に本町の特殊性等を考慮した重要事項や、また地形的な特性も考慮した防災計画の各事項については、景観と安全性の両面で検討し対応する必要があります。例としては、次のような内容について柔軟かつ慎重に検討します。

- ・ 高台が少ない地域等での津波避難ビル等の確保
- ・ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、地すべり等防止法及び砂防法に基づき、必要に応じた防災対策
- ・ 土砂災害の危険性が高い山麓部などの斜面地対策
- ・ 被害を及ぼすおそれのある地区の土砂崩壊を未然に防ぐための土砂崩壊防止対策

第6章 景観づくりの推進に向けて

1. 町民等による景観づくりの促進

(1) 町民の景観に関する意識啓蒙

景観形成は町民との協働により実現されるものであるため、計画の策定段階から町民も積極的に参画推進する必要があるとあり、これまでに住民ワークショップやアンケート調査、自治会ヒアリング等を実施してきました。計画策定後も引き続き住民が景観に関して興味を持ち、地域の景観形成に関する取り組みにリーダーとして参加する機会を作るため、定期的な情報交換の場や景観まち歩きなど多様な参画の機会を設けます。さらに、今後景観づくりに取り組もうとしている住民の方々やNPO等の団体に対し継続的に活動を支援します。

(2) 関連事業者への普及

景観づくりを推進するため、直接業務として関係する可能性のある開発関係、建設関係、設計関係等事業者が理解度を高める必要があります。そのため、行政は西原町商工会と連携し、説明会や講習会を開催し、制度の浸透を推進します。

(3) ガイドラインや助成金等の整備

自治会・町民・NPO・事業者等による景観づくりに関する主体的な活動を支援するため、助成金等の支援制度の創設を検討します。また、町民、事業者等が、本計画に示す景観づくりの基準に基づき建築・開発行為等を行う際に、基準の内容について容易に理解でき、景観づくりへの創意工夫を促すため、基準の内容を解説する「景観デザインガイドライン」を作成します。

2. 景観づくりの推進体制の整備

(1) 西原町景観審議会の設置

西原町では、平成28年9月1日景観まちづくり条例を施行し、運用段階へ移行しています。この運用段階では、景観計画の推進に必要な事項について審議をするため西原町景観審議会を設立し、第三者機関として中立的、専門的立場から景観計画の推進のため適切な助言・指導し、また、景観計画策定時に議論が継続になった、景観形成重点地区の景観整備基準や公共施設の景観整備基準等についても定期的に開催し継続的な議論を重ねています。

(2) 国・県・隣接市町村との連携体制の強化

国や県、隣接市町村と景観形成に関する連携を密にし、協力体制の構築を図ります。特に沖縄都市モノレールでだこ浦西駅周辺の景観的な調整については浦添市と、大型MICE施設の景観的な調整は与那原町との調整が必要になります。それぞれの市町と継続的な情報共有と調整の機会を設け、必要に応じ各担当も入れた調整を行ないます。また、大型MICE施設については、整備主体となる沖縄県とも必要に応じ調整を行ないます。

(3) 庁内連携体制の整備

今後、景観行政について関係各課の連携を強化し、景観重要公共施設をはじめとする主要な公共工事に対し、また民間の工事に対しても各担当課と連携をとり取組みます。特に中心核地区を始め、今後整備予定の道路や河川等の公共工事や、内間御殿等の文化財を始めとする歴史文化的な景観資源、墓地の開発・建設等について、関係課と連携を密にとり対応します。

(4) 景観アドバイザー制度の導入

良好な景観の形成に関する専門的事項について、専門家から助言を受けられるようにする「景観アドバイザー」制度を導入しました。なお、専門家の選定については、県が指定した景観整備機構の活用等も含み、各分野の人材で構成しています。

(5) 公共施設整備の景観指針

都市の骨格となる公共施設は、本町の景観づくりを先導する役割を果たすことが期待されます。そのため、公共施設の景観について、本計画の方針や基準に沿って整備が進むよう公共施設の景観整備ための指針をつくり、景観計画の主旨に沿った整備が行われるように努めます。

用語集

【あ行】

・アシビナー

遊び場、地域の行事などを行う広場。

・意匠

デザイン（外観）のこと。

・ウォーターフロント

都市の中で、海などの水面に近接した地域。港湾、工場など産業用に利用されることが多い。

・拝所(ウガンジュ)

神霊がよりつく聖域とされ、拝む場所のこと。

・御嶽(ウタキ)

琉球の信仰における祭祀などを行う施設。

・ウマチー

集落にある拝所へ、集落の祭祀を司るノロを頂点とした神役と集落の代表、集落内宗家の代表などが神酒や供物を供え、豊穰祈願・感謝、集落の繁栄祈願を行う行事。一門、一族が宗家に集合し祖霊を拝み、一族の繁栄を祈願する。

・NPO(エヌ・ピー・オー)

Non Profit Organization の略で、非営利組織と訳す。政府や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもので社会的な公益活動を行う組織・団体のこと。

・遠景

景観を距離で分類する場合の名称の一つで、山の稜線などの地形の輪郭や空を背景としたスカイラインが際立って認識される景観のこと。目安として対象物との距離が 250m 以遠の可視領域をいう。

・沖縄県屋外広告物条例

良好な景観の形成や風致の維持、公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物について適正な規制や誘導を行うための必要なルールを定めた条例。(昭和 50 年 4 月 7 日条例第 28 号)

・屋外広告物

常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。(屋外広告物法第 2 条)

・屋上緑化

建築物の断熱性や景観の向上などを目的として、屋根や屋上に植物を植え、緑化すること。

【か行】

・幹線道路

全国、地域または都市内において、骨格的な道路網を形成する道路。通過交通の割合が高く、重交通、広幅員、高規格の道路であることが多い。

・近景

景観を距離で分類する場合の名称の一つで、対象物との距離が近いものを近景と呼ぶ。目安として対象物との距離が 30m 以内の可視領域をいう。

・腰当(クサティ)

信頼し、寄り添い身をまかす。

・腰当森(クサティムイ)

集落の背後にある「腰当」森のこと。→腰当

・楔形(クサビガタ)

楔のような形状。「V」に近い形で辺が閉じた三角形。

・掘採

岩石・土砂や地中の鉱物などを掘り出すこと。

・景観

景観とは、眺める対象である「景」とそれらを眺める主体である人の感じ方や価値観を表す「観」から成り立っている。景観は、自然やまちの姿だけでなく、歴史、文化、風俗など私たちの暮らしに関わる様々な要素から構成され、また、目に見えるものだけでなく、波の音や潮の香りなど五感をもって感じるものや、そこで生活してきた人々の心の中の風景（心象風景）も含む。

・景観行政団体

景観形成の方向を検討して景観計画を立案し、住民を含めた景観形成・保全体制を構築して制度を運用するなど、景観法を背景に良好な景観形成を計画的に進めていくことができる都道府県及び市町村のこと。

・景観計画

景観行政団体が、景観行政を進めるための基本的な計画。良好な景観の形成を図るため、区域、基本的な方針、行為の制限に関する事項等を定める。

・景観構造

景観を形成している空間の構造で、地形、緑、水辺、道路、まち並みのこと。

・景観重要樹木

景観区域内において、景観上重要な樹木（文化財にならないような新しいものも可）を景観重要樹木として指定できる。これに指定することにより、積極的に景観を保全することが可能になる。これに指定されると、所有者等に適正な管理が義務づけられ、現状変更の場合、景観行政団体の長の許可が必要となる。

・景観重要建造物

景観区域内において、景観上重要な建造物（文化財にならないような新しいものも可）を景観重要建造物として指定できる。これに指定することにより、積極的に景観を保全することが可能になる。これに指定されると、所有者等に適正な管理が義務づけられ、現状変更の場合、景観行政団体の長の許可が必要となる。また、外観保存のための建築基準法の規制の一部を緩和し、税制上も適切に評価することができる。

・景観審議会

町の景観行政に関する諮問機関として町条例で位置づける。景観形成の推進や施策の検討、景観計画の策定等について審議を行う。

・景観法

良好な景観形成を図るため、基本理念及び国、地方公共団体、事業者や住民等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制等、所要の措置を講ずる平成16年に制定された我が国で初めての景観についての総合的な法律。

・ 景観アドバイザー

より良い景観を形成するため、個々の案件について景観の視点からアドバイスを行う、建築、土木、造園、都市計画など様々な立場の専門家。

・ 建築物

土地に定着する工作物のうち、屋根があり、かつ、柱や壁を有するもの（これに類する構造のものを含む）、又は、これに附属する門や塀、野球場や競馬場のスタンドなどのような観覧のための工作物、地下又は高架の工作物内に設けられる事務所、店舗、興行場、倉庫などのこと。（建築基準法第2条第1号）

・ 工作物

人工的な構造物で、土地に固定して設けられるもの。建築物のほか、橋、堤防、トンネルなどがあり、建築物と対比して建築物以外のものを意味する場合もある。

【さ行】

・ 市街化区域

すでに市街地を形成している区域および概ね10年以内に優先的、計画的に市街化を図るべき区域のこと。

・ 市街化調整区域

市街化を抑制すべき区域のこと。

・ 敷地内緑化

敷地内において、樹木や草花等を植栽すること。

・ 視点場

景観を眺めるための立ち位置。

・ シーバース

船舶を陸上港に直接停泊することなく、積荷を安全に搬出入するために海上に設けられた栈橋。

・ 斜面緑地

台地又は丘陵の斜面の緑地で、樹林地、草地又は坂道等の緑が連続して个性的かつ良好な自然環境を形成しているもの。

・ 修景

元来は造園上の用語で庭園美化などを意味するが、近年は建築物や公共施設の形態・意匠・色彩を周囲の町並みに調和させることやストリートファニチャーの配置など、都市計画的な景観整備一般を指すことが多い。

・ シンボルロード

市民、観光客、来訪者など多くの人が通行し、散策する道路で、町の顔となる通りのこと。

・ セットバック

後退距離のこと。

【た行】

・ 地域防災計画

災害対策基本法（第40条）に基づき、各地方自治体（都道府県や市町村）の長が、それぞれの防災会議に諮り、防災のために処理すべき業務などを具体的に定めた計画のこと。

・ 地区計画

都市計画法に基づき比較的小規模の地区を対象に、建築物の建築形態、公共施設の配置等からみて、一体としてそれぞれの区域にふさわしい態様を備えた良好な環境の街区を整備し、保全するために定められる計画。

・ **築造面積**

工作物の水平投影面積。

・ **殿(トウン)**

古くはウマチーなど豊作祈願でノロや住民が祭祀を行う場所。

・ **都市計画マスタープラン**

市町村が創意工夫のもと、住民意見を反映させ将来ビジョンを確立し、地域毎の将来象等、都市計画法第 18 条の 2 に基づき当該「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を定めるもの。市町村が定める都市計画は、この方針に即しなければならない。

・ **土地区画整理事業**

都市基盤が未整備な市街地や市街化の予想される地区を健全な市街地にするために、道路・公園・河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。

【**な行**】

・ **農業振興地域**

自然的・経済的・社会的諸条件を考慮して、総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域のこと。農業振興地域の整備に関する法律に基づき県知事が指定する。

・ **ノロ**

女性司祭の頂点的存在である。地域の祭祀を仕切ったり、祈りの場である「御嶽」の管理者が主な仕事となる。

【**は行**】

・ **原山勝負(ハルヤマショウブ)**

各間切の重要な農事奨励法。春秋 2 回、耕地の手入れ、農作物、山林の植栽手入れ保護等の

成績を品評した。勝村には褒賞を与え、負村には制裁を加えた。

・ **バンタ地形**

沖縄の方言で「崖」や「絶壁」という意味。

・ **微地形**

山岳、丘陵などの大きな地形に対して、肉眼では確認できるが地形図上では判別しにくい非常に小規模な地形のこと。

・ **ヒージャーガー**

湧水を引いてきて水を蓄える施設。

・ **墓地**

本計画では都道府県知事の許可(政令都市の場合は市長の許可)を受けた地域であり、その地域の一角の使用権を得て、死体を埋葬(土葬)したり、焼骨を埋蔵(火葬後の遺骨をお墓に納骨)したりする施設を示す。

【**ま行**】

・ **MICE(マイス)**

ミーティング、インセンティブ、コンベンション、エキシビジョン/イベントを総称した用語。

・ **マンセル表色系**

ひとつの色彩を「色相」「明度」「彩度」という 3 つの属性で表した値のこと。色相は、色合いを指す。赤 (R)、黄赤 (YR)、黄 (Y)、黄緑 (GY)、緑 (G)、青緑 (BG)、青 (B)、紫 (P)、青紫 (PB)、赤紫 (R) の 10 色相を基本色としている。明度とは、明るさの度合いを 0 から 10 の数値で表示したもの。明るい色ほど数値が大きくなる。彩度は、鮮やかさの度合いを 0 から 14 程度の数値で表したもの。数値が大きいほど鮮やかな色であることを示す。

【や行】

・用途地域

都市計画法の地域地区の一つで、用途の混在を防ぐことを目的としている。住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、第一種低層住居専用地域など12種類ある。

【ら行】

・ランドマーク

地域の目印や象徴的な景観要素となっている山や橋、記念碑や塔、建造物等をいう。

・稜線

山の峰から峰へ続く線。尾根。

【わ行】

・ワークショップ

ある特定のテーマについて集まった参加者が議論したり、共同で作業したりして、結論や成果を見出していくこと。

参考資料

【西原町景観計画策定委員会】

氏名	職名
1. 清水 肇 (委員長)	琉球大学工学部 環境建設工学科 教授
2. 田中 睦治 (副委員長)	沖縄県立芸術大学 絵画専攻 教授
3. 古波蔵 健	沖縄の風景を愛さする会 会員
4. 赤嶺 政信	琉球大学法文学部 国際言語文化学科 教授
5. 比屋根 和光	自治会長会 代表 (池田副会長)
6. 金城 末幸	西原町商工会 会長
7. 石川 健三	沖縄県建築士会 浦添・西原支部 支部長
8. 下地 浩之	沖縄県造園建設業協会 会長
9. 砂辺 菜里子	美しい沖縄の風景デザイン研究会 会員
10. 宮国 昭男	ニシバル歴史の会
11. 長嶺 一男	ニシバル歴史の会
12. 呉屋 勝司	西原町 総務部長
13. 小橋川 健次	西原町 教育部長

(順不同・敬称略)